

令和7年11月28日開催  
教育民生委員会協議会資料  
子ども未来部子ども政策課

## 亀山市こども計画（仮）

### 骨子案

# 第1章 計画策定に当たって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では人口減少や少子化の急速な進行、地域コミュニティの変容、さらにはデジタル化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化を遂げています。こうした状況下で、児童虐待や、いじめの増加や高止まり、子どもの貧困、不登校、ヤングケアラーの問題など、子どもたちが置かれる状況は一層深刻なものとなっています。

このような状況を受け、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に基づき、次代の社会を担う全ての子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できる社会の実現を目指しています。また、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、子どもの権利擁護を図り、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の構築を理念としています。

また、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども施策に関する基本的な方針と重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定され、子ども施策の総合的な推進に向けた指針が示されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。

亀山市（以下「本市」と言います。）においては、令和6年度に「第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」の実現を目指し、子育て支援に関する様々な施策を進めています。

本計画は、子ども・若者が健やかで幸せに成長できるよう、こどもまんなかの社会の実現に向け施策を展開するため、「第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画」を包含するとともに、「こども大綱」や「ありのままみえっこプラン」を踏まえ、「亀山市こども計画」を策定し、本市における子ども・子育てに関する施策を総合的、計画的に推進します。

## 2. 法的な位置付け

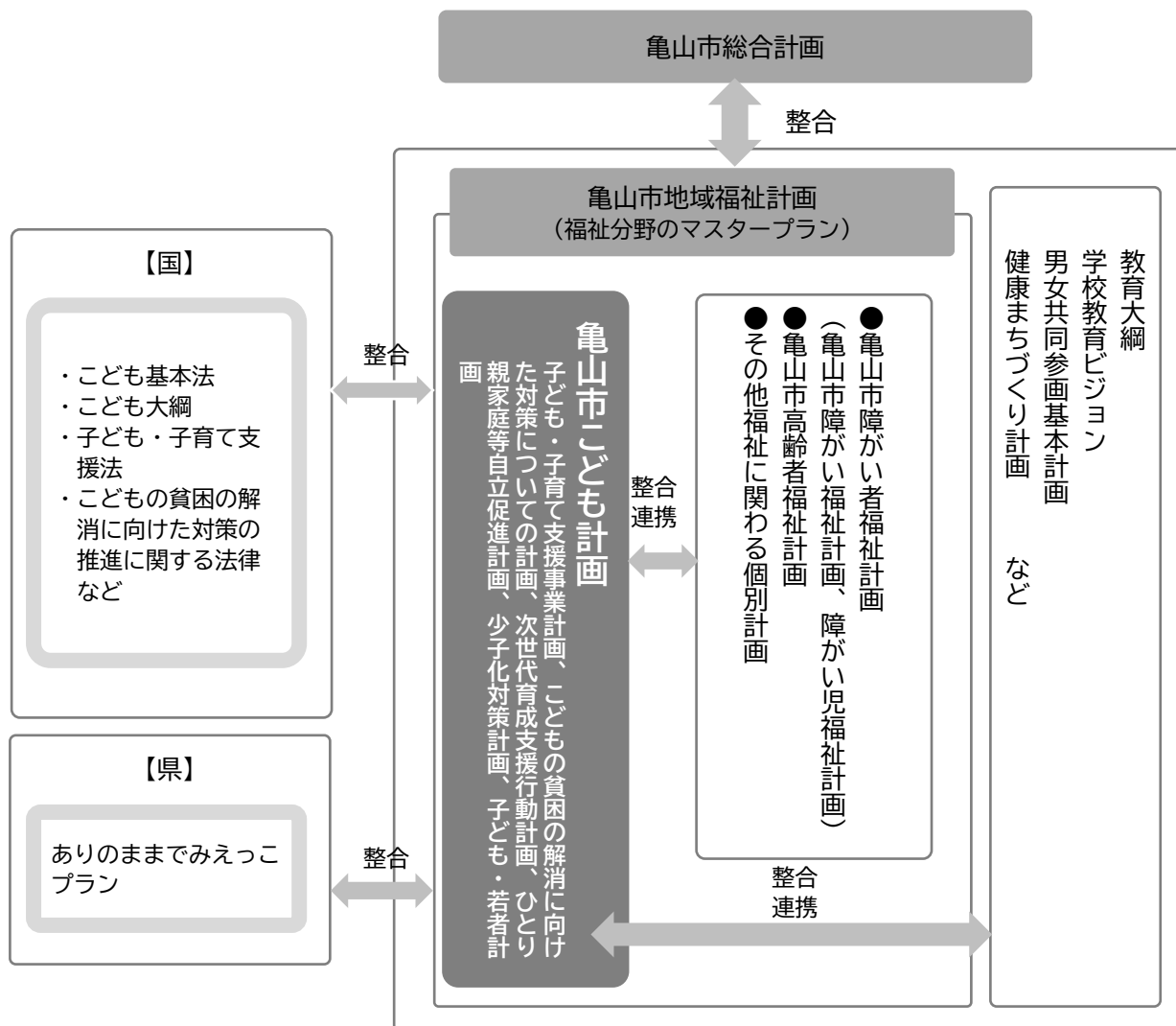
本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として策定するものです。

また、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、次世代育成推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、少子化対策基本法に基づく「少子化対策計画」並びに子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を兼ねた計画の内容を併せ持つものとして策定します。

### 3. 関連計画の位置付け

本計画は、市政の最上位計画である「亀山市総合計画」を補完する個別計画として策定し、亀山市地域福祉計画を上位計画とします。

策定に当たっては、国が示す「こども大綱」や関連する法律、三重県が策定する「ありのままみえっこプラン」、市の各種計画等との整合・連携を図ります。



なお、子どもや子育て世帯を誰一人取り残すことなく、多様で包摂性のある社会を目指し、本計画を「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた取組としても位置付けます。

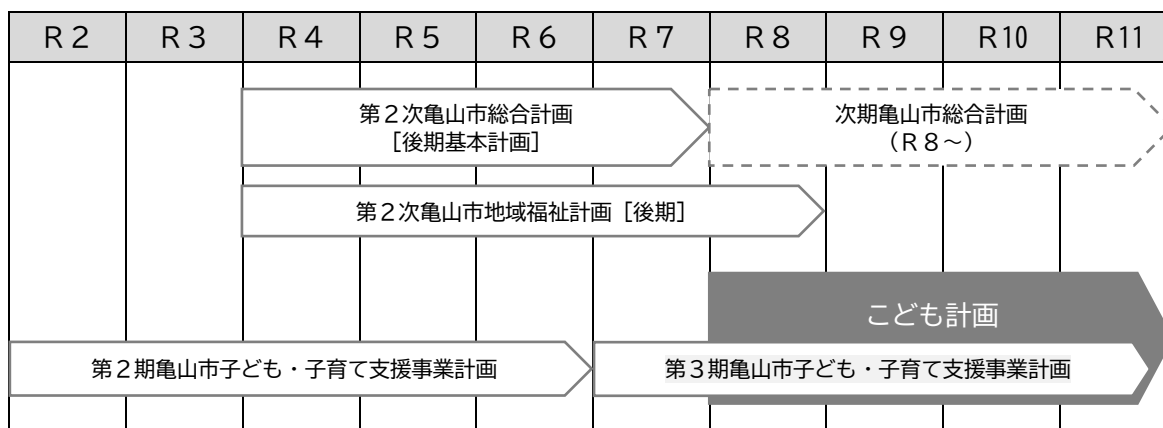
#### 【関連する持続可能な開発目標（SDGs）】



#### 4. 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。

なお、計画期間中であっても、状況の変化等により計画の見直しが必要となる場合には、適宜、計画の見直しを行います。



#### 5. 計画の策定体制

##### (1) 子ども・若者の意見の把握

児童センターと市立図書館等の施設を利用した幼児から高校生に対し、幅広い子どもの意見を聴取しました。

また、子どもの生活実態に係る実情や課題を把握するため、小学生、中学生、高校生、及び中高生の保護者、支援制度利用者及び20歳の若者を対象にアンケート調査を行いました。

##### (2) 子ども・子育て会議での検討

本計画内容を審議するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業の関係者、保護者等の委員で構成する亀山市子ども・子育て会議による議論を行いました。

##### (3) パブリックコメント

本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く住民から意見を募りました。

## 第2章 亀山市の現状と課題

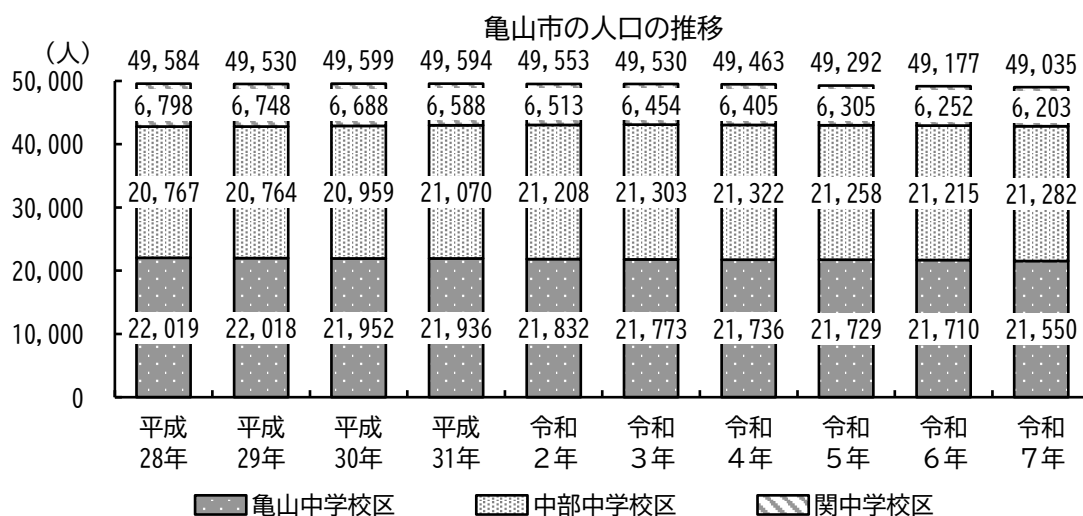
### 1. 亀山市の子どもと若者を取り巻く状況

#### (1) 人口の推移

##### ① 総人口の推移

本市の総人口は、平成28年の49,584人以降、減少傾向が続いています。

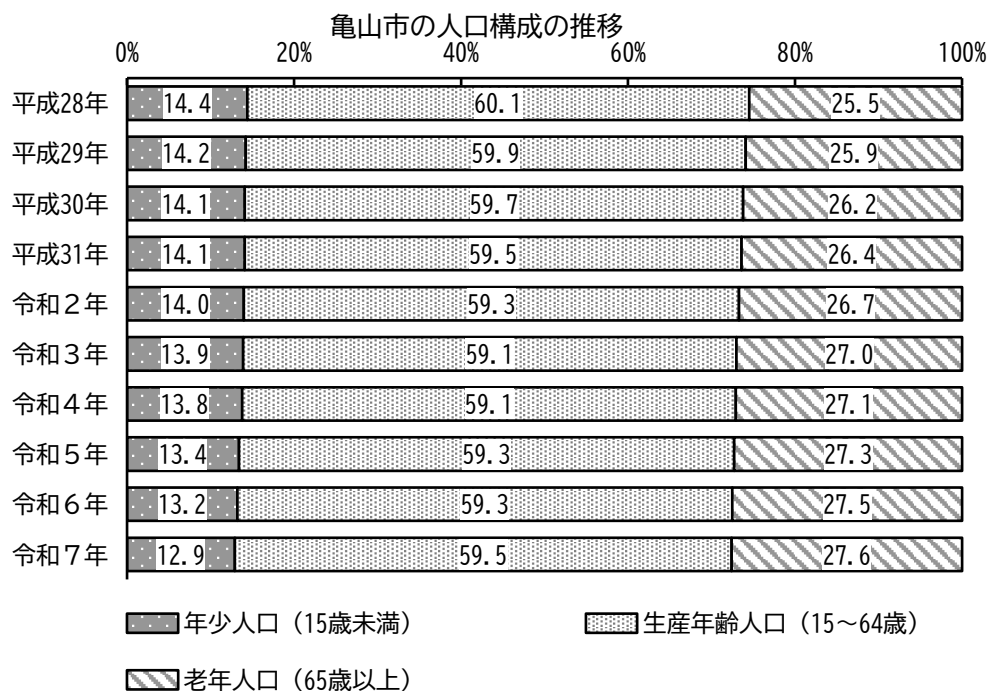
地区別の人口は、平成28年と令和7年の比較で見ると、亀山中学校区は97.9%、関中学校区は91.2%と減少しているのに対し、中部中学校区は102.5%と増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口構成の推移をみると、15歳未満の年少人口と、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成28年から令和7年まで毎年減少しており、年少人口では14.4%から12.9%と1.5ポイント、生産年齢人口では60.1%から59.5%と0.6ポイント減となっています。一方、65歳以上の高齢者人口については毎年増加が続いており、平成28年の25.5%から令和7年の27.6%と2.1ポイント増加しています。



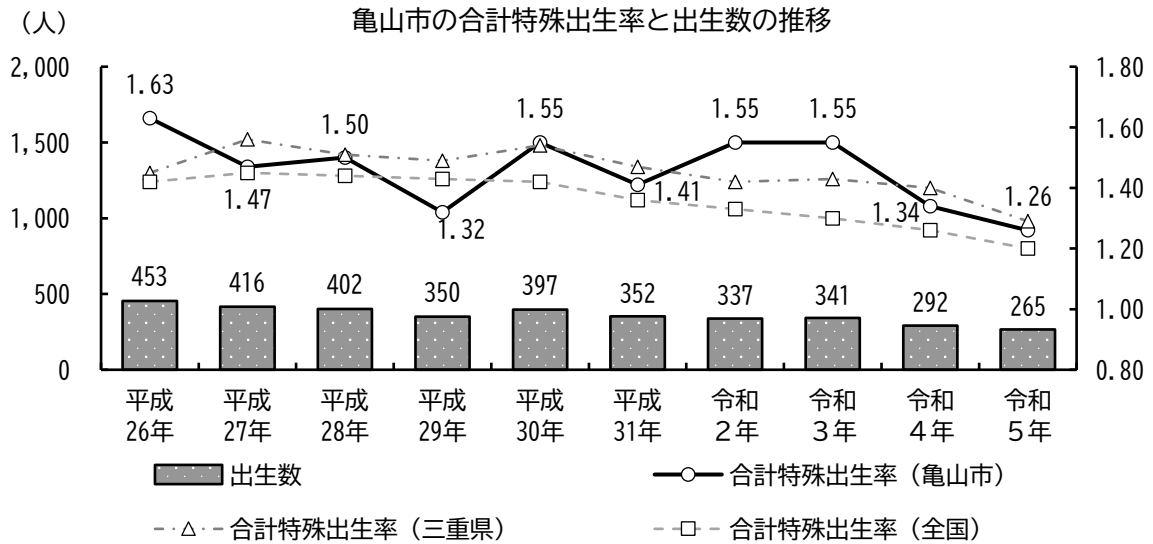
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 出生数の推移

### ① 出生数と合計特殊出生率の推計

平成26年度からの10年間で本市の出生数は、平成26年度の453人がピークとなり、平成30年度にやや回復するものの、長期的には減少傾向となっています。

合計特殊出生率についても、平成26年度の1.63をピークに、平成30年度、令和2年度～令和3年度にやや回復するものの、令和4年には下降しています。全国や三重県との比較でも大きな差はみられません。

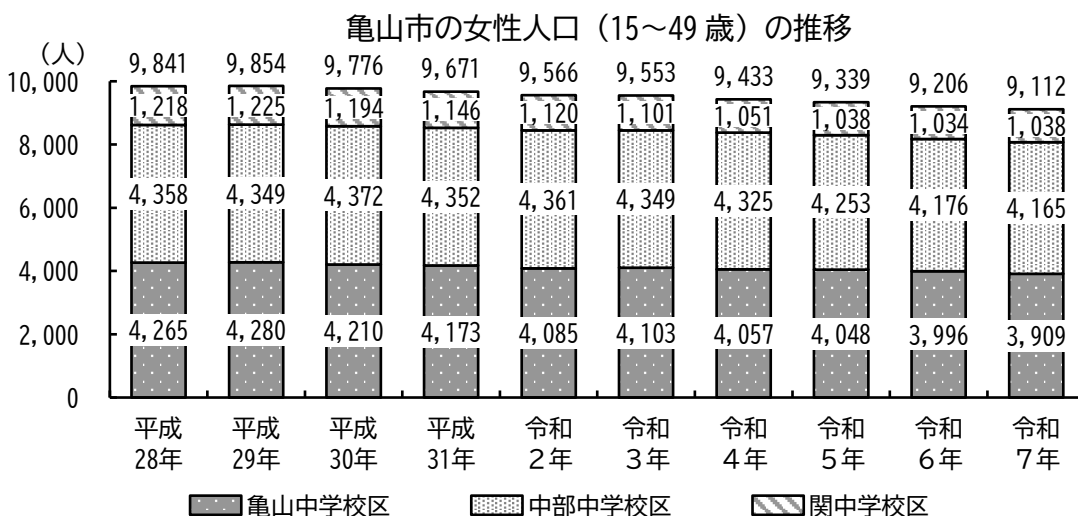


資料：人口動態統計・人口動態総覧

### ② 女性人口の推移

合計特殊出生率を算出する際の基礎数値となる15～49歳の女性人口の推移をみると、平成28年の9,841人から令和7年の9,112人まで、平成29年を除き減少し続けています。

中学校区別では、関中学校区では14.8%、亀山中学校区では8.3%の大幅な減少となっているのに対し、中部中学校区は4.4%の微減となっており、地域間での人口推移の状況に違いが出ています。



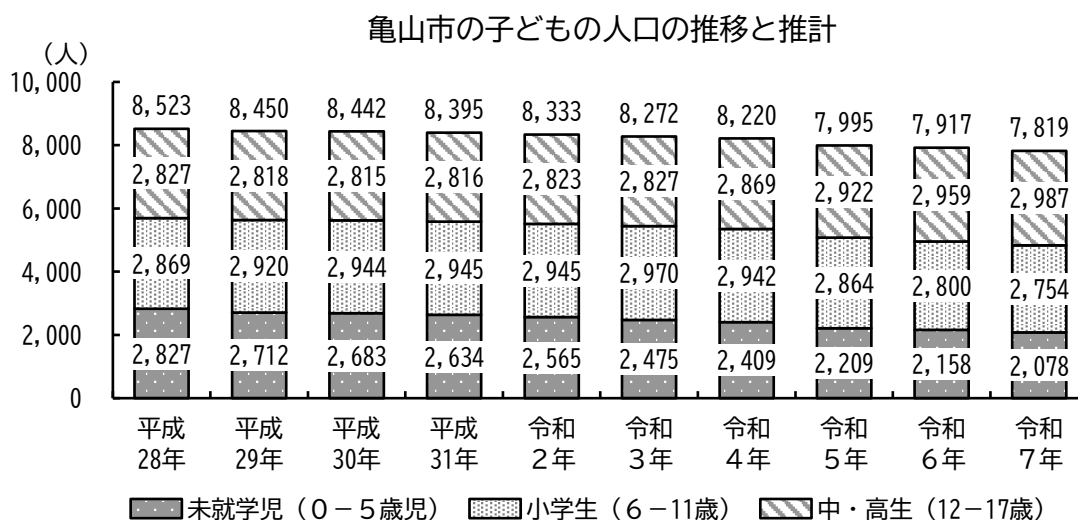
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

### (3) 子どもの人口の推移

#### ① 子どもの人口の推移と推計

平成28年から令和7年までの推移をみると、子ども（18歳未満）の人口は横ばいだったものが、平成30年以降は減少傾向が強まっています。

一方、年齢層別の状況では、未就学児は平成28年に対し令和7年の値が26.5%減と大きく減少しています。小学生は概ね横ばいとなっており、中・高生はやや増加傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ② 地域別未就学児人口の推移

最近10年間の本市の地域別未就学児の人口は、平成28年の2,827人をピークに減少しています。

平成28年と令和7年の比較を地域別にみると、坂下地区以外はいずれも減少しています。中でも白川地区は50%以上、野登地区は40%以上、昼生地区と井田川地区は30%以上、亀山地区と神辺地区は20%以上の大幅な減少となっています。

亀山市の未就学児人口の推移

単位：人、%

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	増減率
亀山地区	945	930	929	902	856	832	792	762	732	705	74.6
昼生地区	41	39	39	45	40	35	38	34	33	26	63.4
井田川地区	843	804	788	774	744	726	697	629	581	516	61.2
川崎地区	498	455	451	462	474	452	467	432	431	461	92.6
野登地区	72	66	70	59	60	49	56	47	41	39	54.2
白川地区	35	32	31	33	31	28	24	15	17	15	42.9
神辺地区	151	140	135	122	117	120	108	85	111	107	70.9
関地区	211	213	209	210	210	198	194	179	180	179	84.8
坂下地区	5	6	5	5	6	8	9	9	11	8	160.0
加太地区	26	27	26	22	27	27	24	17	21	22	84.6
合計	2,827	2,712	2,683	2,634	2,565	2,475	2,409	2,209	2,158	2,078	73.5

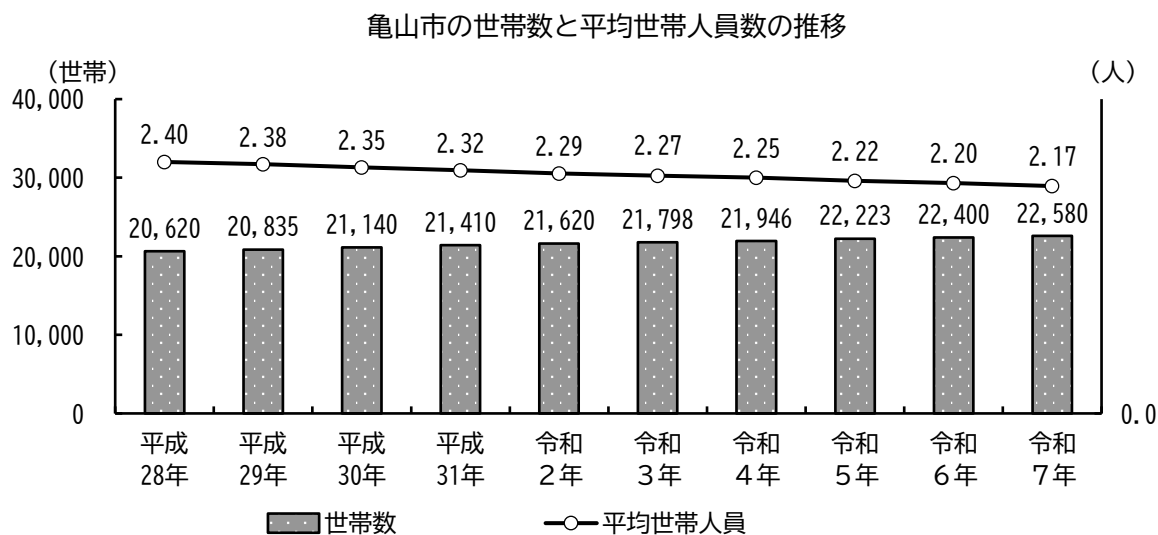
※ 増減率は平成28年と令和7年の比較。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

#### (4) 世帯の推移

##### ① 世帯数と世帯の平均人数の推移

本市の世帯の状況をみると、世帯数は増加し続けている一方、1世帯当たりの平均人員数は平成28年の2.40人から令和7年の2.17人まで減少し続けています。

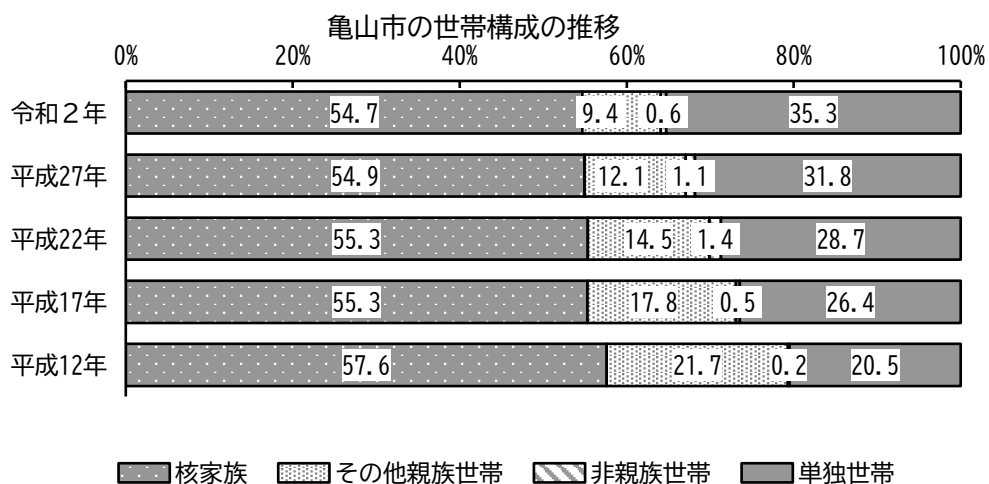


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## ② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、構成比では、単独世帯は増加していますが、核家族世帯及びその他親族世帯は減少しています。

一方、世帯数の実数で見ると、平成12年から令和2年にかけて核家族世帯が約2,000世帯、単独世帯が約4,000世帯と、それぞれ大幅に増加しています。



単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
核家族	8,893	9,849	10,624	10,913	10,846
その他親族世帯	3,350	3,165	2,792	2,401	1,870
非親族世帯	31	87	264	223	125
単独世帯	3,166	4,709	5,515	6,313	7,005

資料：国勢調査

## (5) 就労の状況

### ① 産業別就労人口

本市の産業別就業者数の推移をみると、男女ともに減少が続いていましたが、女性は平成27年から令和2年にかけて増加しています。男女別の就業率は、男性が概ね90%前後で推移しているのに対し、女性は平成22年以降増加しています。

また、産業別の状況をみると、男女ともに農林業などの第1次産業が最も少なく、減少傾向となっています。男性は製造業などの第2次産業が最も多く、概ね横ばいとなっています。一方、女性は第3次産業が最も多く、増加が続いていますが、第2次産業は減少傾向となっています。

産業別就労人口の推移

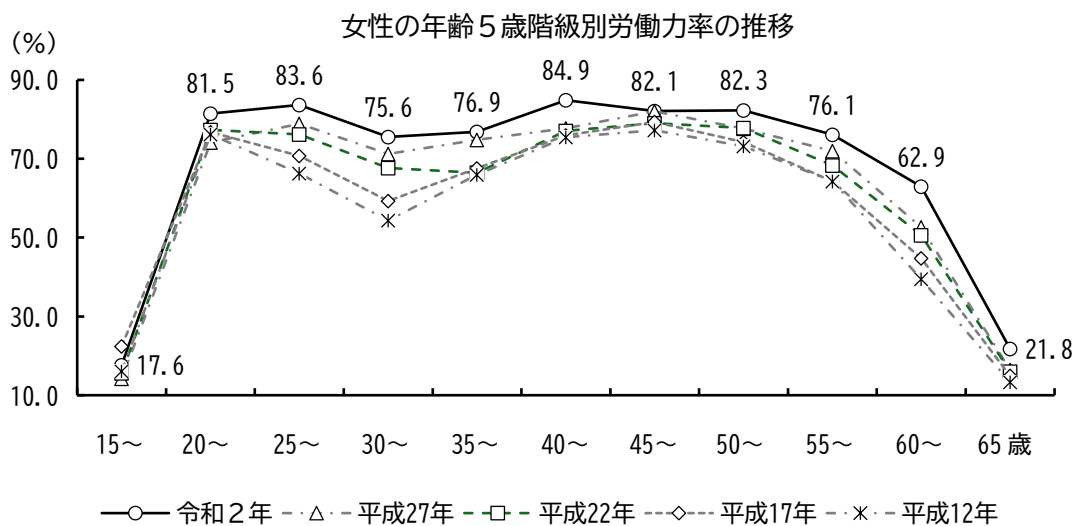
単位：人、%

	男性				女性			
	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
年少人口	3,571	3,757	3,570	3,516	3,307	3,554	3,444	3,263
生産年齢人口	16,820	17,028	15,707	15,649	15,493	15,372	14,376	13,962
高齢者人口	4,265	4,812	5,555	5,996	5,797	6,145	6,885	7,449
就業者数	15,257	14,964	14,142	13,631	10,383	10,297	10,192	10,335
就業率	90.7	87.9	90.0	87.1	67.0	67.0	70.9	74.0
第1次産業	4.1	3.0	3.2	2.7	3.6	2.4	2.6	2.3
第2次産業	52.8	49.1	49.3	51.0	26.0	22.4	21.4	20.9
第3次産業	41.1	39.0	42.4	42.7	68.5	66.8	71.4	72.3
分類不能	2.1	8.9	5.1	3.7	1.9	8.4	4.6	4.6

資料：国勢調査

## ② 女性の労働力率

本市の女性の年齢5歳階級別労働力率の推移をみると、平成12年は一般にいわれる女性の結婚・出産に伴う就労率の低下状況を表すM字カーブが強く表れているのに対し、令和2年には30歳から34歳の年代のくぼみがほとんど見られない状況となっており、女性の就労意向が高まっていることが表れています。



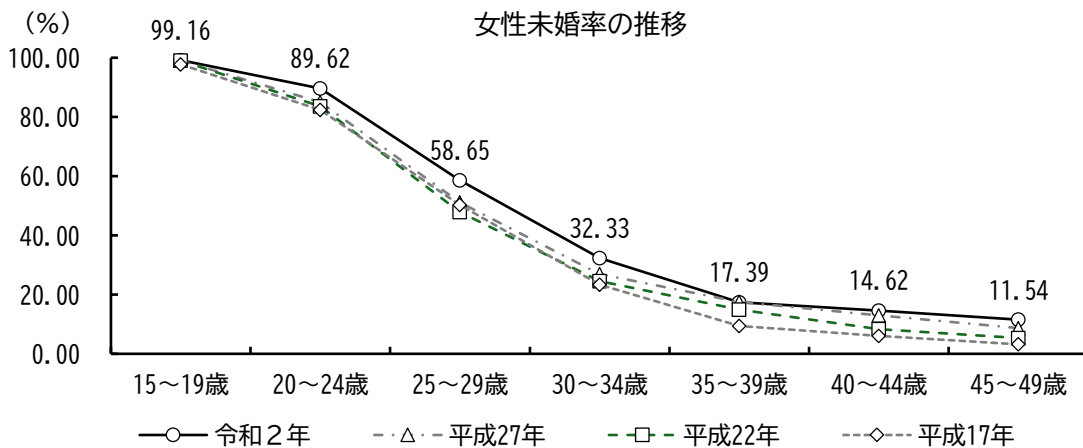
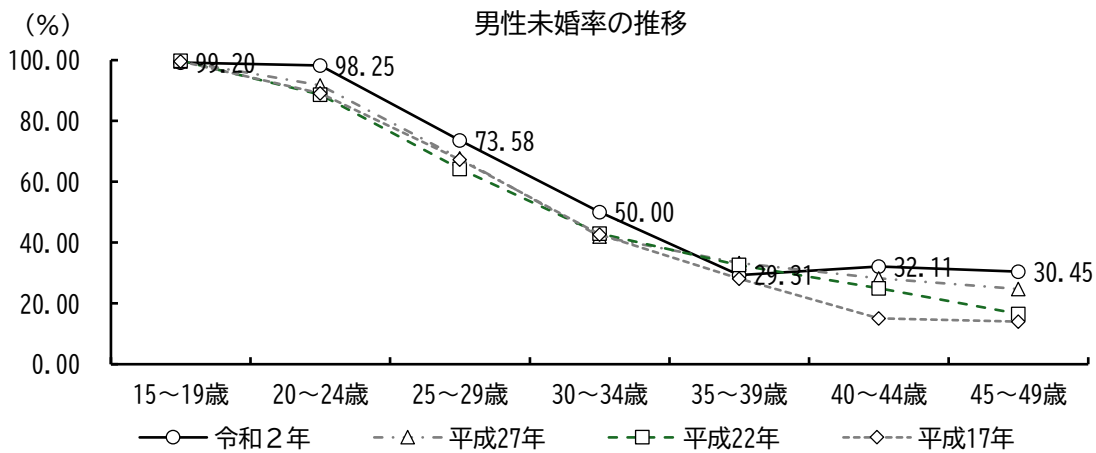
資料：国勢調査

(6) 婚姻・出産の状況

① 未婚率の推移

本市の男性の未婚率をみると、いずれの年代とも増加傾向が続いており、生涯未婚率とされる45歳から49歳での未婚率が30.45%とおおよそ3人に1人が未婚となっています。

また、女性の未婚率は、全体的には男性よりも低いものの、男性同様に未婚率が上昇傾向となっています。生涯未婚率についても、平成17年の3.20%から令和2年の11.54%へ4倍近く高まっています。



単位：%

	男性				女性			
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15~19歳	99.61	99.82	99.64	99.20	97.72	99.02	99.08	99.16
20~24歳	89.11	88.66	91.76	98.25	82.38	83.55	85.01	89.62
25~29歳	67.33	64.26	67.71	73.58	50.28	47.90	51.10	58.65
30~34歳	42.68	42.93	42.00	50.00	23.32	24.55	26.93	32.33
35~39歳	28.10	32.58	33.30	29.31	9.44	14.90	17.50	17.39
40~44歳	15.08	24.93	28.20	32.11	6.11	8.34	12.97	14.62
45~49歳	14.01	16.58	24.73	30.45	3.20	5.34	8.70	11.54

資料：国勢調査

## 2. 子ども・若者からの意見聴取

### (1) 意見聴取の概要

#### ・ 児童センターと市立図書館の来館者

主役となる子どもの意見を計画書に取り入れるために、令和7年7月30日から8月15日まで児童センターと市立図書館の2か所にて実施しました。

幼児から高校生までの幅広い子どもに、児童センターの充実のために「児童センターでやってみたいことはありますか?」、というテーマと、こども計画策定のために「子どもが幸せに暮らすために、まわりの大人にしてもらいたいことやおねがいしたいことはありますか?」の2つのテーマについて意見を聴取しました。

#### ・ 小学生・中学生・高校生へのアンケート調査

市内の小学校・中学校・高校生を対象に、こども計画策定の際の基礎資料として子ども達の現状を把握するため令和7年3月にアンケートを実施しました。

#### ・ 亀山市二十歳の集い出席者からの意見

令和7年1月12日に開催した「亀山市二十歳の集い」の出席者にチラシを配布し、令和7年1月12日から令和7年2月28日までの間にチラシに記載のQRコードを読み込み回答する方法により実施しました。

### (2) 意見聴取の主な意見

ここでは、児童センターと市立図書館に来館した幼児から高校生までの幅広い子どもに聴取した2つのテーマのうち、「子どもが幸せに暮らすために、まわりの大人にしてもらいたいことやおねがいしたいことはありますか?」の意見を掲載しています。これらの意見には、子どもが日常の中で感じている思いや願いが多く表れており、今後のこども計画の方向性を考えるうえで重要な視点となるため、次に掲載しています。

#### ◎ 児童センターと市立図書館の来館者からの意見

##### ① 幼児

##### ● 遊びの場・環境に関する意見

- ・ 雨の日や暑い日でも遊べる場所がほしい
- ・ 無料の遊び場がほしい（涼しい場所）
- ・ みたり、きいたり、さわったり、声を出してもよい場所がほしい

##### ● 家族・人との関わりに関する意見

- ・ 毎日お母さんやお父さんと遊びたい

## ②小学生

### ●遊びの場・居場所に関する意見

- ・暑い日や雨の日でも遊べる場所がほしい
- ・室内で遊べる場、みんなで遊べる場がほしい

### ●家族や大人との関わりに関する意見

- ・お母さんや家族と一緒に遊びたい
- ・話を聞いてほしい

### ●学び・体験の場に関する意見

- ・図書館で声を出して遊べる場がほしい
- ・子どもが参加できるイベントを増やしてほしい

## ③中学生

### ●人間関係についての意見

- ・優しく子どもに接してほしい

### ●遊び・学びの居場所についての意見

- ・勉強できて静かで涼しい施設（図書館のような場所）

### ●社会・まちづくりへの意見

- ・全世代が幸せに暮らせるように考えてほしい

## ④高校生

### ●子供の意見や気持ちの尊重に関する意見

- ・子どものやりたいことを一緒に考えてほしい
- ・目標達成の方法を一緒に考えてほしい
- ・子どもの意見・主張を取り入れてほしい
- ・意見を言いやすい雰囲気をつくってほしい
- ・子どものことを理解してほしい
- ・何も口をはさまず話を最後まで聞いてほしい

### ●安心できる居場所や施設についての意見

- ・安全で安心できる居場所を増やしてほしい
- ・誰でも子どもを預けられる施設

### ●相談・支援体制についての意見

- ・困ったときに相談できる場所がほしい
- ・子どもの虐待やいじめを減らす仕組みを強化してほしい

### ●地域・社会への要望に関する意見

- ・地元以外の高校生にも市の情報を届けてほしい
- ・地域をもっと素敵なまちにしてほしい

### ●政治・社会制度に関する意見

- ・まともな選挙を行い、よりよい日本にしてほしい
- ・行政の権限を強化して、子どもの虐待やいじめに対応してほしい

◎ 小学生・中学生・高校生へのアンケート調査結果

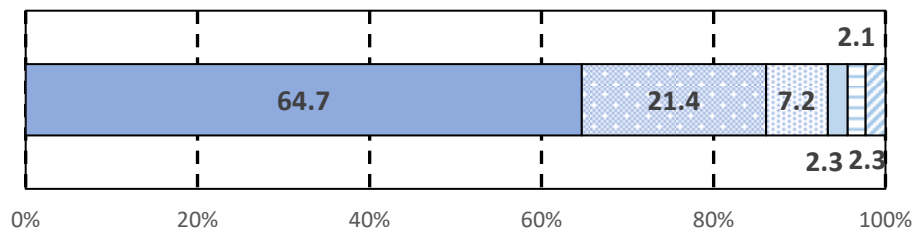
<アンケート調査の種類と調査対象者>

- ・小学生アンケート：亀山市立小学校（5年生）
- ・中学生アンケート：亀山市立中学校
- ・高校生アンケート：三重県立亀山高等学校（2年生）

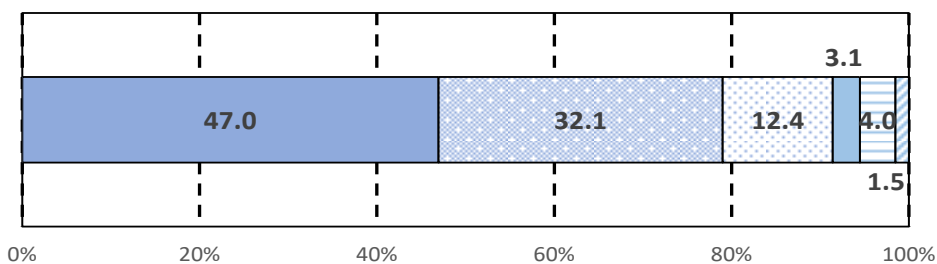
<アンケート調査の主な結果>

① 亀山市は住みやすいと感じるか

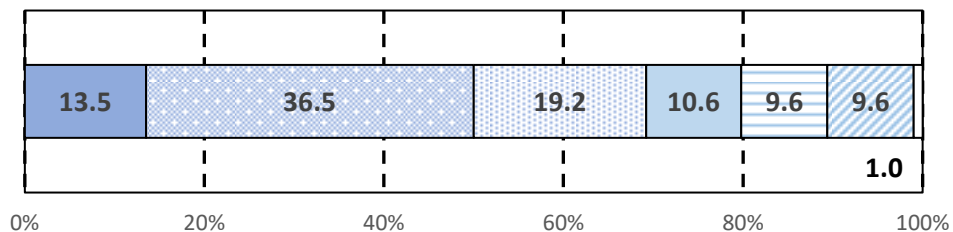
【小学生】



【中学生】



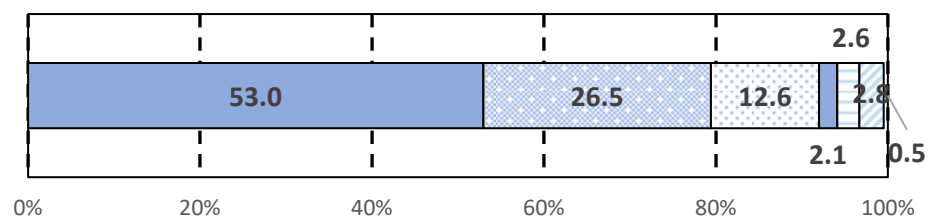
【高校生】



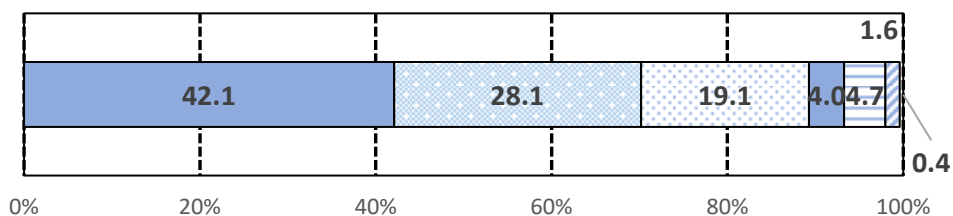
- はい
- どちらかといえばはい
- どちらともいえない
- どちらかといえばいいえ
- いいえ
- わからない
- 回答なし

## ② 亀山市にすきという気持ちを持っているか

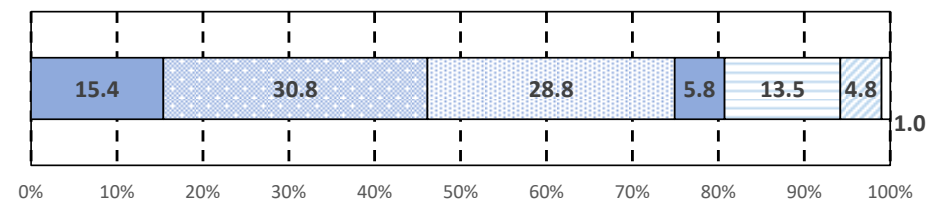
【小学生】



【中学生】



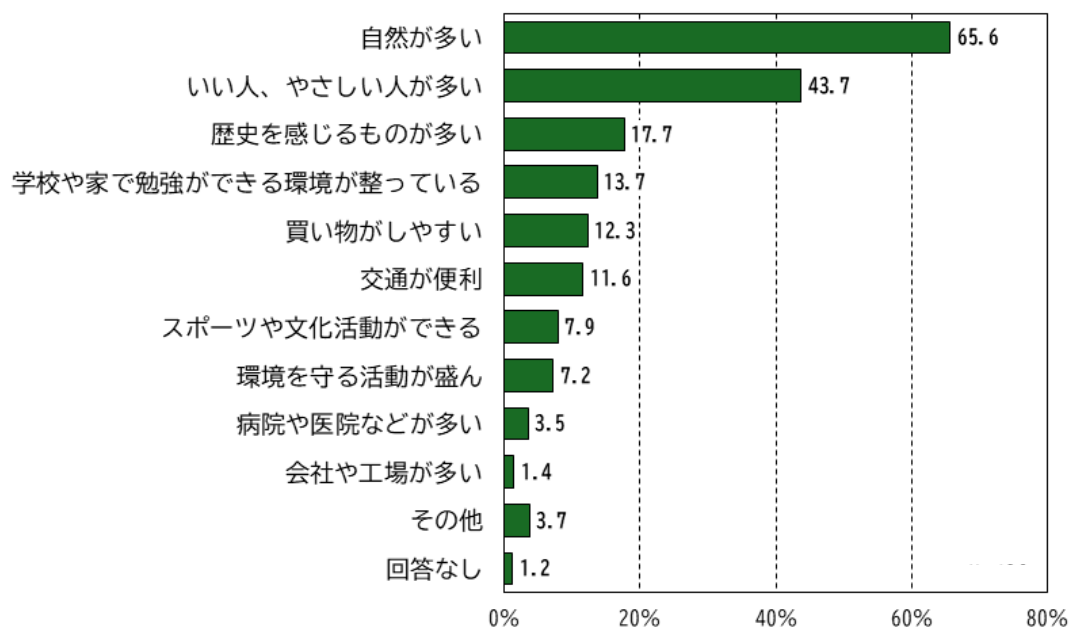
【高校生】



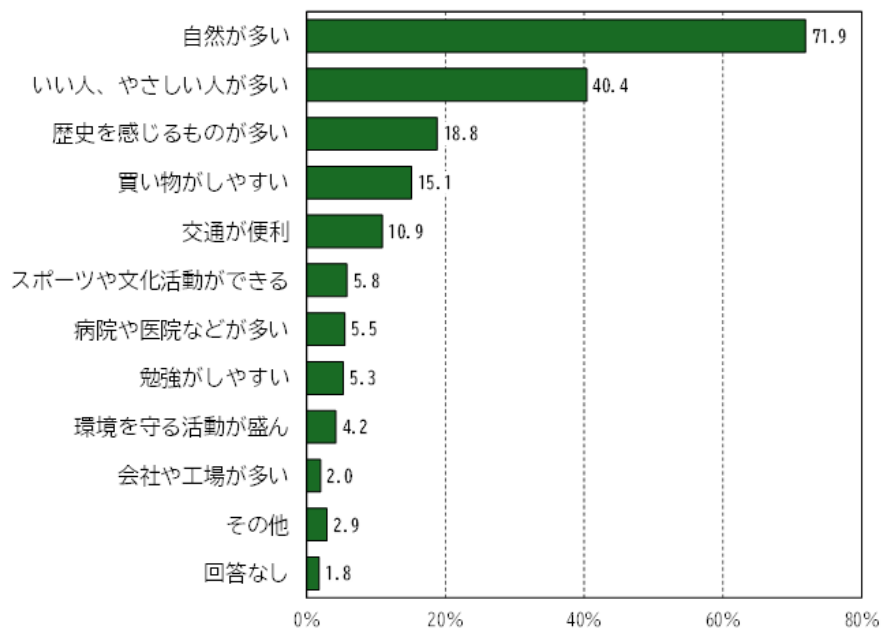
- はい
- どちらかといえばはい
- どちらともいえない
- どちらかといえはいえ
- いいえ
- わからない
- 回答なし

## ③ 亀山市の住みやすいと思うところ

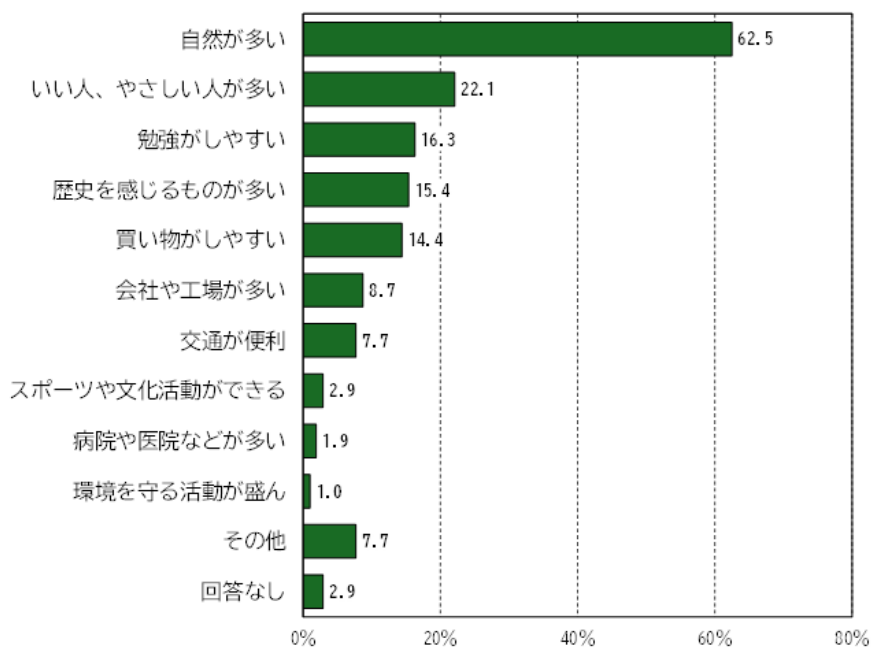
【小学生】



## 【中学生】

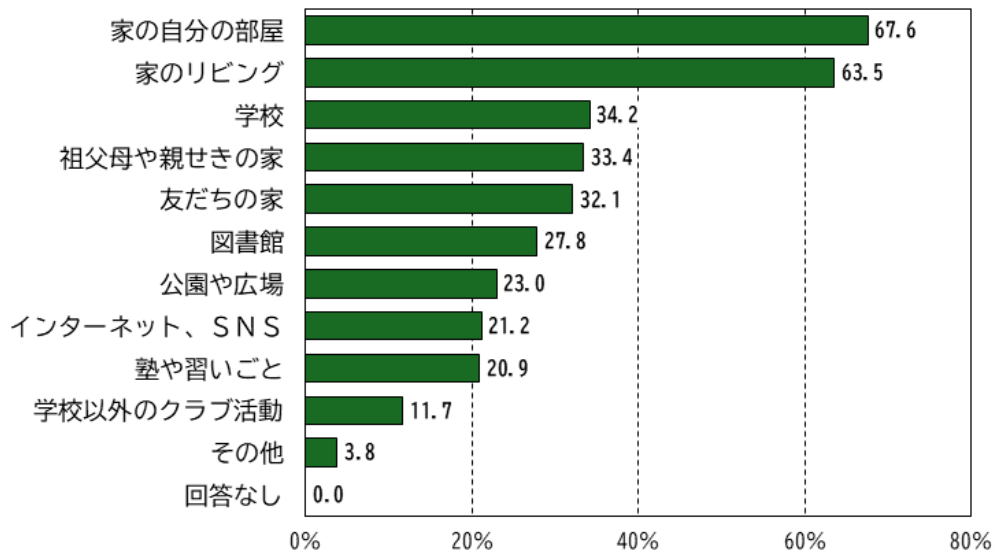


## 【高校生】

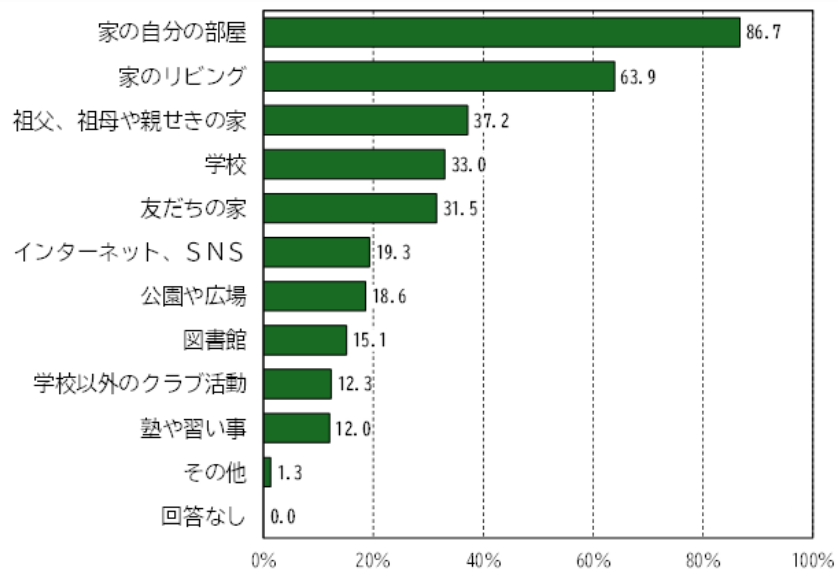


#### ④自分らしく、安心していられる場所

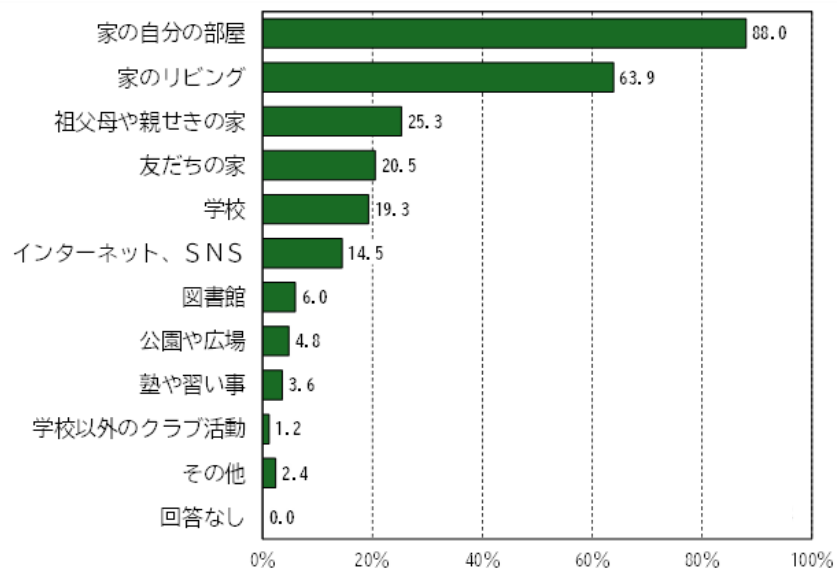
##### 【小学生】



##### 【中学生】

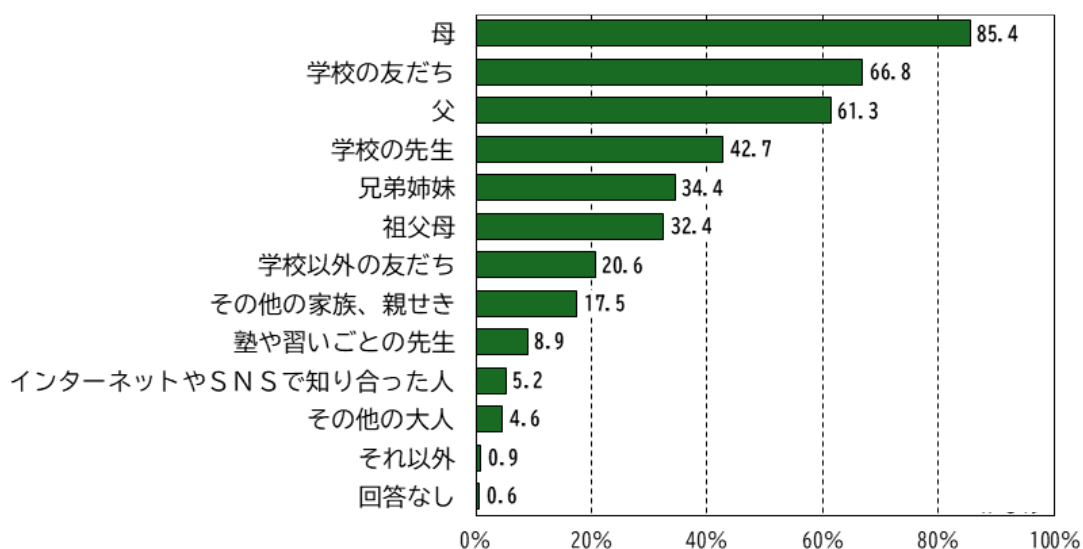


##### 【高校生】

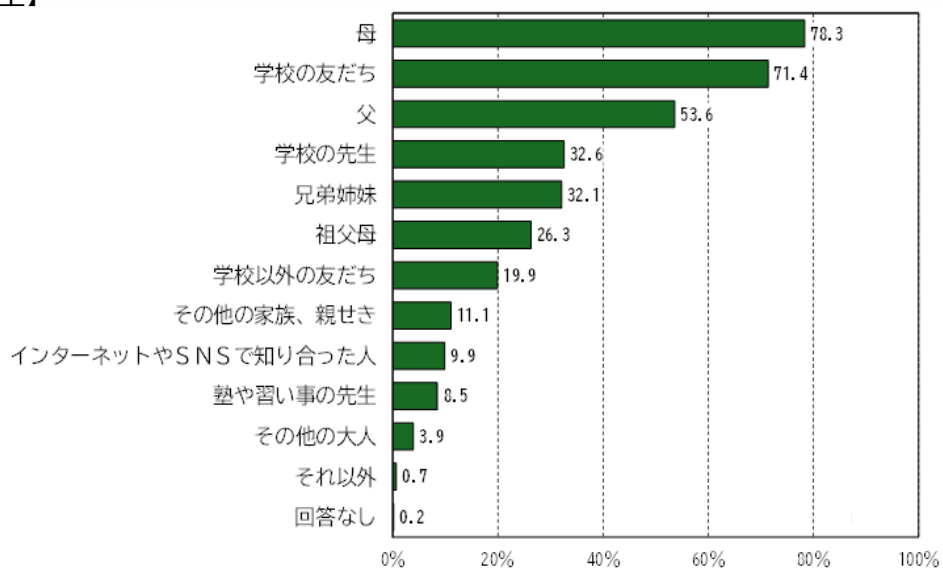


⑤こまったとき、つらいときに相談できる人

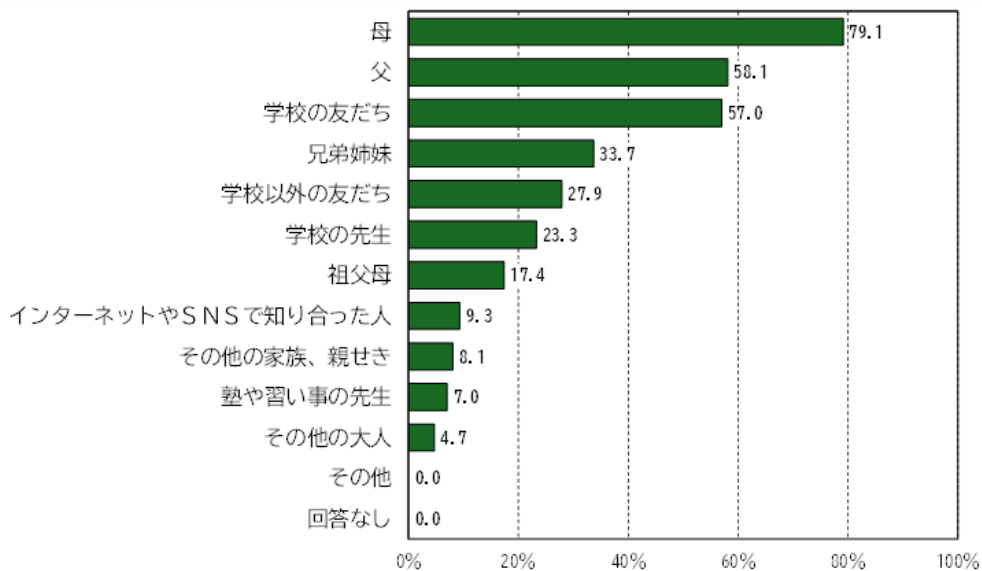
【小学生】



【中学生】

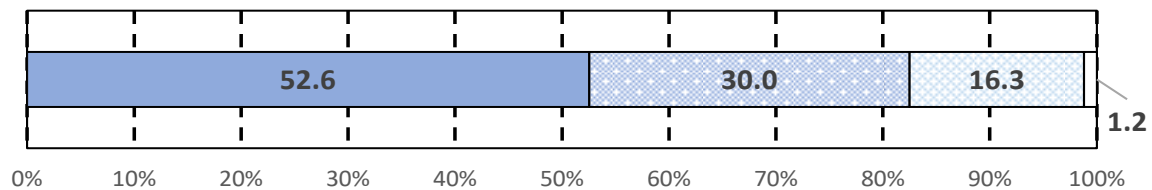


【高校生】

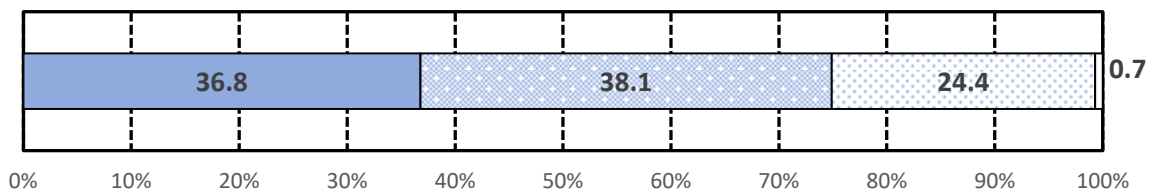


⑥子どもの権利を知っていますか

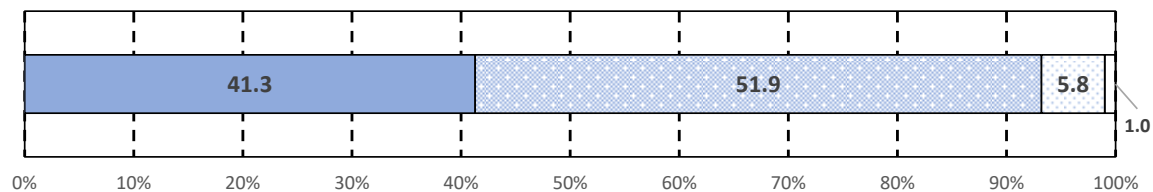
【小学生】



【中学生】



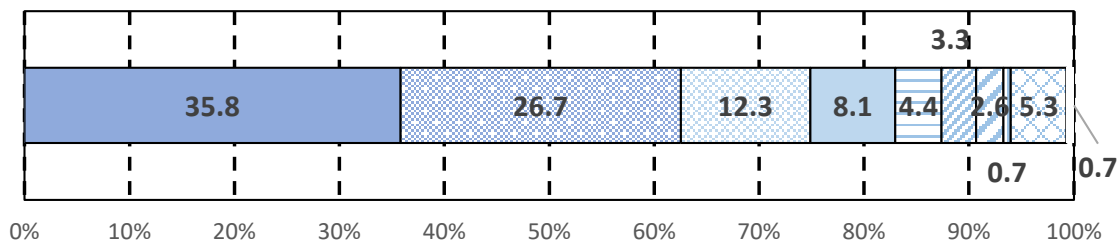
【高校生】



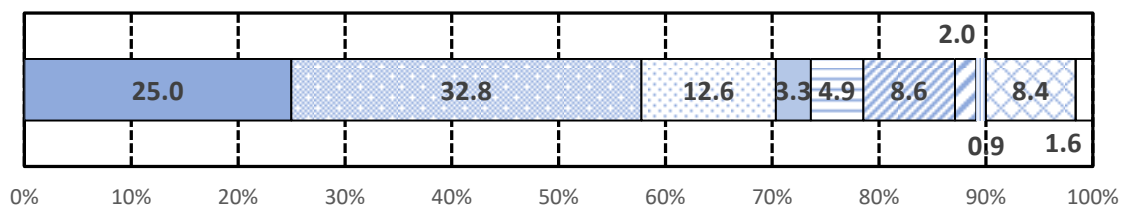
- 知っている
- 聞いたことはあるが、内容はわからない
- 知らない、聞いたこともない

⑦子どもの権利のうち大切だと思うもの

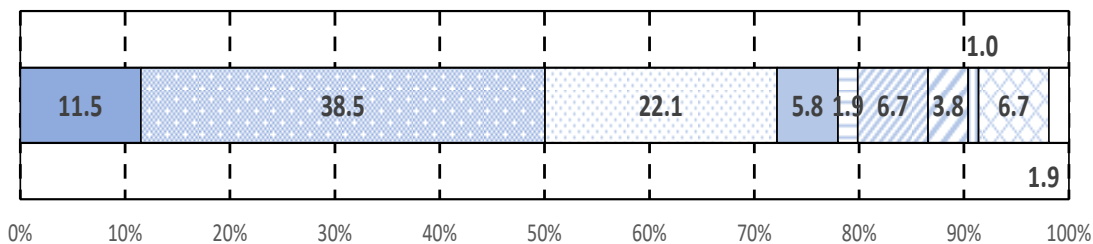
【小学生】



【中学生】



【高校生】



- 差別されないこと
- 命が守られ、成長できること
- 自分の考えを自由に言えること
- 保護者による暴力から守られること
- 学校などで教育を受けること
- 休んだり、遊んだりできること
- 子どもにとって最善の利益が第一に考えられること
- その他
- 特になし、わからない
- 回答なし

◎ 亀山市二十歳の集い出席者からの自由意見

「今後も亀山市に住み続けたいと思う理由」

- ・生活しやすいと感じるから
- ・住み続けてもいいとは感じるが、仕事で外に出る必要もあるのではないかと考えるため

「若者への支援のために亀山市に取り組んでほしいことはありますか(複数選択可)」

- ・就労支援の充実 ・出産 ・結婚支援 ・学校教育の充実 ・出会い
- ・子育てへの支援 ・魅力あるまちづくり ・若者の居場所づくりの推進

「若者への支援のために具体的に取り組んで欲しいことを教えてください」

- ・バスの運行を電車の時間に合わせて、余裕を持たせてほしい
- ・若者が集まれる施設を取り入れてほしい
- ・亀山高校と連携した地域の子どもの放課後の居場所作り。居場所は勉強を教える場であったりサッカー教室など様々。これを行う事で地域の友達との出会いの場ができ、共働きが増えてきた現代でも子どもの面倒を誰かが見てくれることは非常に重要。また家ではなく、学校帰りに寄る場所であるため、スマホやゲームから離れた活動の場になる

### 3. 亀山市子どもの生活実態に関する調査の結果

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、第2期計画策定時と同様に、子どもの生活実態について、市内在住の就学前児童及び小学生及び中・高生の保護者並びに、支援制度の利用者を対象に、令和6年2月にアンケート調査を実施しました。

調査の実施については、在園児及び在校生の保護者に対しては、施設を通じた配布・回収を行い、未就園児の保護者及び支援制度利用者に対しては郵送による配布・回収を行いました。

なお、就学前児童及び小学生の保護者のアンケートについては、子ども・子育てに関するアンケートと併せて実施しています。

#### 【回収結果】

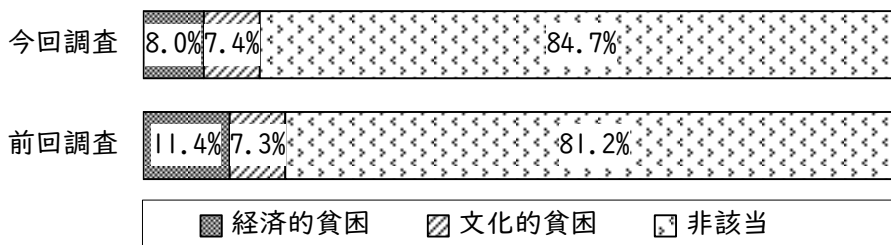
調査種別	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査 (就学前児童)	1,252	1,016	1,014	81.0%
小学校児童調査 (小学生)	656	600	599	91.3%
中・高生調査 (中・高生)	432	395	395	91.4%
支援制度利用者調査 (支援制度利用者)	390	142	142	36.4%

#### ①経済的貧困と文化的貧困

アンケート調査の全体調査における分基軸は「経済的貧困」と「文化的貧困※1」に着目することとします。「経済的貧困」については、「相対的貧困層※2」に該当するものとして分析します。加えて、本調査においては、主に親子関係に起因する「経済的には困窮していなくとも、親子の関係や愛情が希薄であるため、結果的に子どもが貧困と同じような状況に陥っているおそれがある」状況を「文化的貧困」と位置付け、分析することとします。

全体調査における、上記の「経済的貧困」と「文化的貧困」に該当する人の割合は下図のとおりです。

#### ◆ 全体調査



※1「文化的貧困」とは、親子関係に関する設問「4問」のうち、2つ以上、否定的な回答を選択した人で、相対的貧困層に該当しない人として。

【設問：お子さんと十分時間を過ごしている、よく会話をしている、十分愛情をかけている、自分自身のことよりも子どものことや教育にお金を使うことが多い】

※2「相対的貧困層」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）という。）に満たない世帯を指します。

②教育支援に関すること

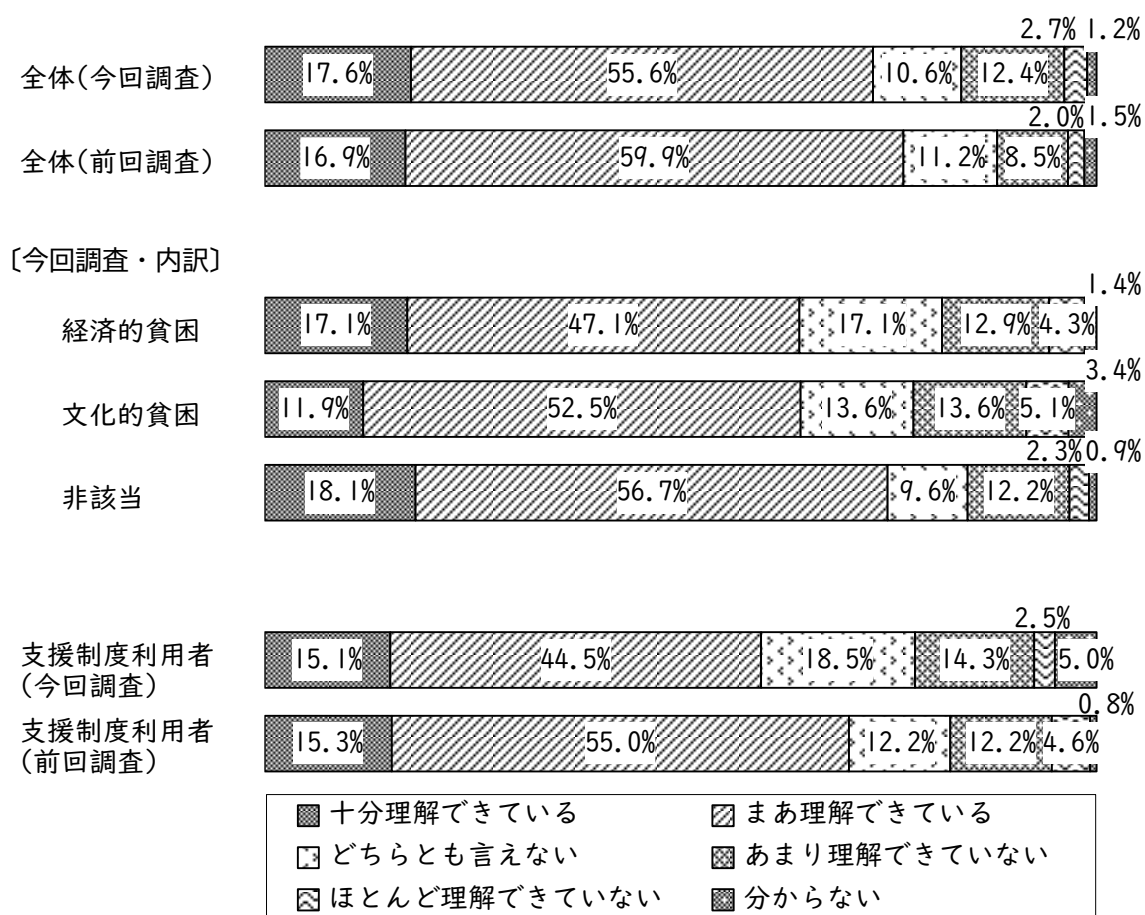
【学校での授業が理解できているか】

子どもの学校での授業への理解については、「非該当」では「十分」と「まあ」を合わせた、理解できていると答えた『肯定的な回答』が74.8%となっています。一方、「文化的貧困」では「あまり」又は「ほとんど」理解できていないと答えた『否定的な回答』が18.7%と、他の区分に比べて高くなっています。

全体結果を前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は3.6ポイント減少しています。

「支援制度利用者」では『肯定的な回答』が約6割となっており、『否定的な回答』は16.8%となっています。前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は10.7ポイント減少しています。

◆ 学校での授業が理解できているか

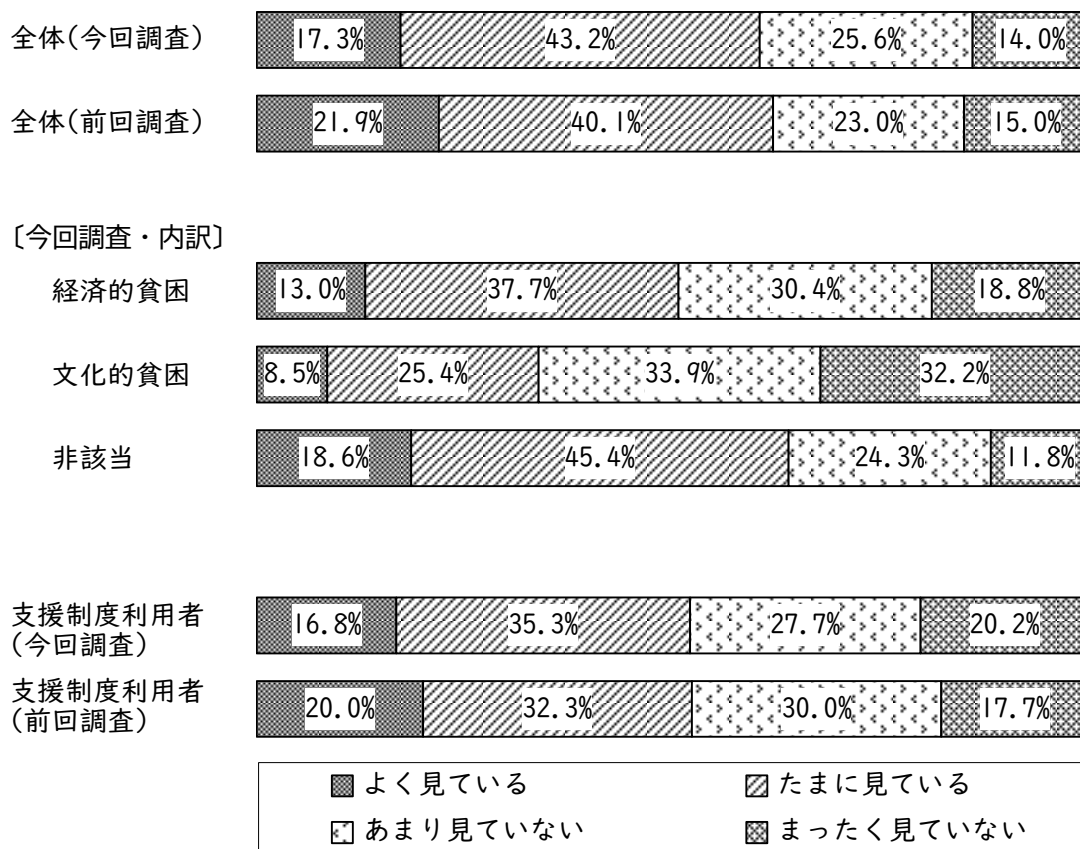


【家で子どもの勉強を見ることはあるか】

保護者が家で子どもの勉強を見ることがあるかどうかについては、「よく」と「たまに」を合わせた、見ていると答えた『肯定的な回答』が「非該当」では64.0%と他に比べて高くなっていますが、「文化的貧困」では33.9%と、他の区分に比べて低くなっています。

「支援制度利用者」については、『肯定的な回答』が52.1%となっており、「あまり」と「まったく」を合わせた、見ていないと答えた『否定的な回答』が47.7%となっています。

◆ 家で子どもの勉強を見ることはあるか

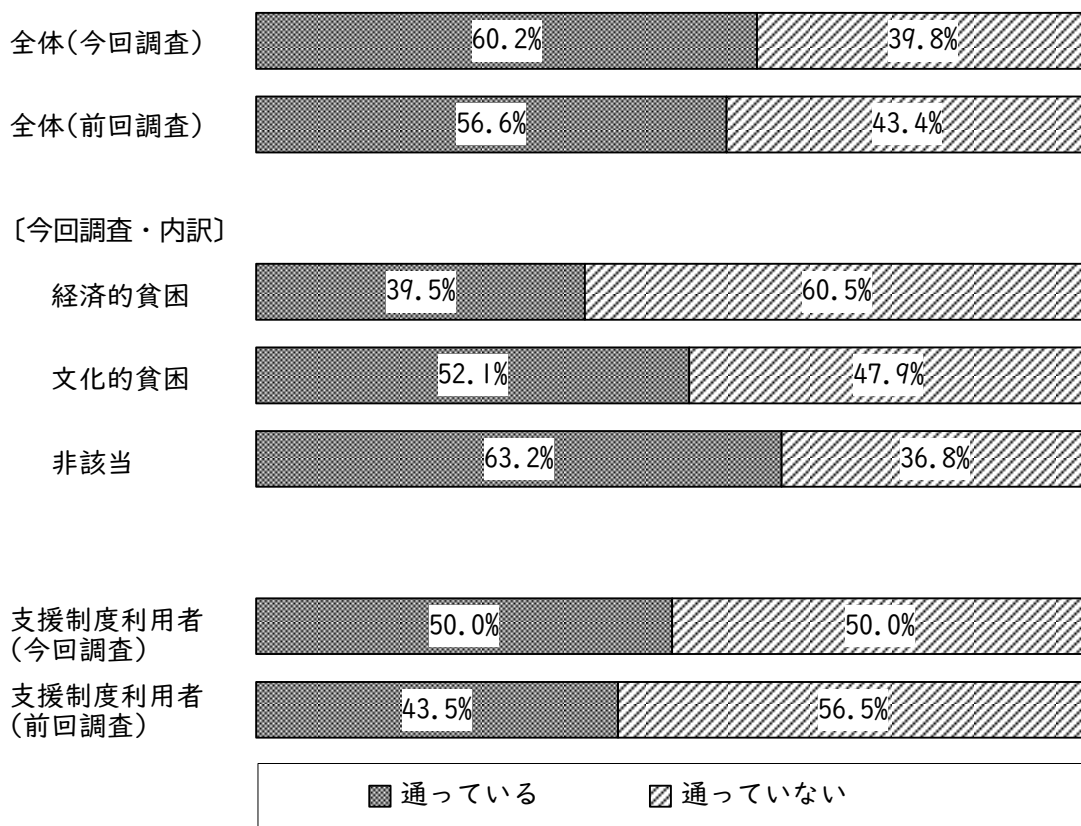


【塾や習い事に通っているか】

子どもが塾や習い事に通っているかどうかについては、「非該当」「文化的貧困」では「通っている」がそれぞれ63.2%、52.1%に上りますが、「経済的貧困」では39.5%と低く、格差が生じていると思われます。

「支援制度利用者」では「通っている」は50.0%となっています。

◆ 塾や習い事に通っているか



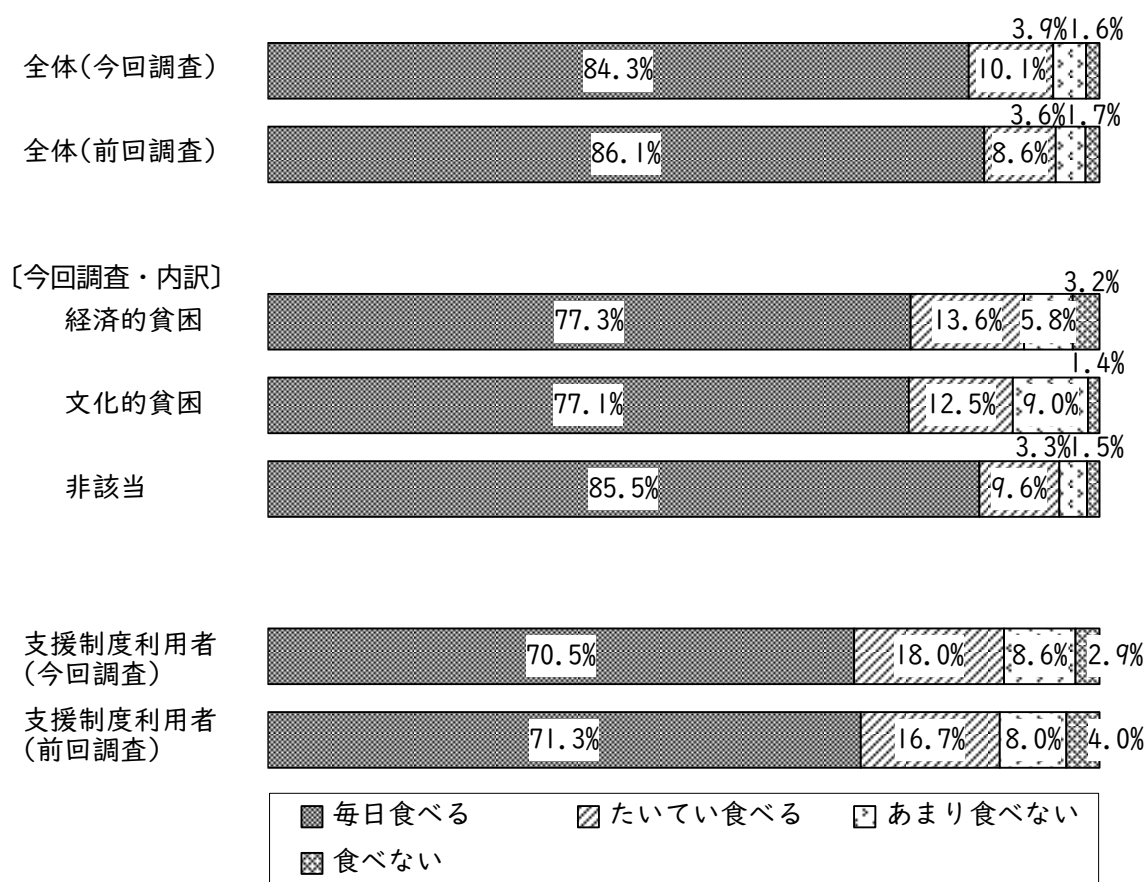
### ③生活支援等に関すること

#### 【朝食を毎日食べるか】

朝食を毎日食べるかどうかについては、「非該当」では、「毎日」「たいてい」は食べるという人が合わせて約95%に上り、大半の子どもが朝食を食べています。一方、「文化的貧困」では、「あまり食べない」「食べない」という人が約1割あります。

「支援制度利用者」では、「毎日」が比較的少なく70.5%となっていますが、「たいてい」を加えた、食べるという人は合わせて88.5%に上ります。「あまり食べない」「食べない」という人はやや多く、合わせて11.5%に上ります。

#### ◆ 朝食を毎日食べるか



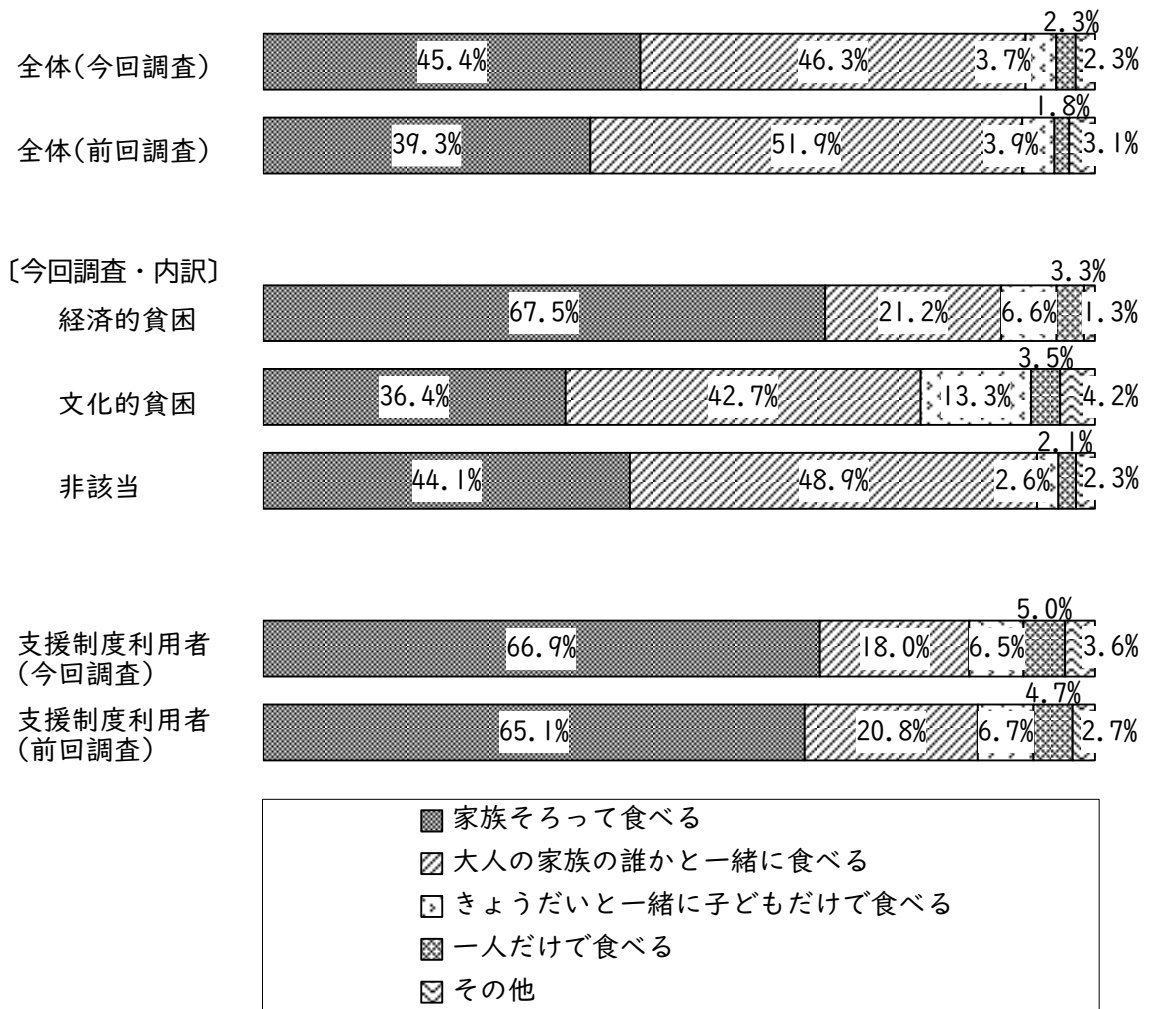
【夕食を誰と食べるか】

夕食を誰と食べるかについては、「非該当」「文化的貧困」では「大人の家族の誰かと一緒に食べる」が最も高く4～5割に上ります。次いで、「家族そろって食べる」が4割前後となっています。また、「経済的貧困」では「家族そろって食べる」が67.5%と最も高く、「大人の家族の誰かと一緒に食べる」は21.2%となっています。

一方、「文化的貧困」では「きょうだいと一緒に」と「一人だけで」を合わせた子どもだけで食べている人が16.8%と、他の区分に比べて高くなっています。

「支援制度利用者」では「家族そろって」が66.9%に上り、「大人の家族の誰かと一緒に」は18.0%となっています。

◆ 夕食を誰と食べるか



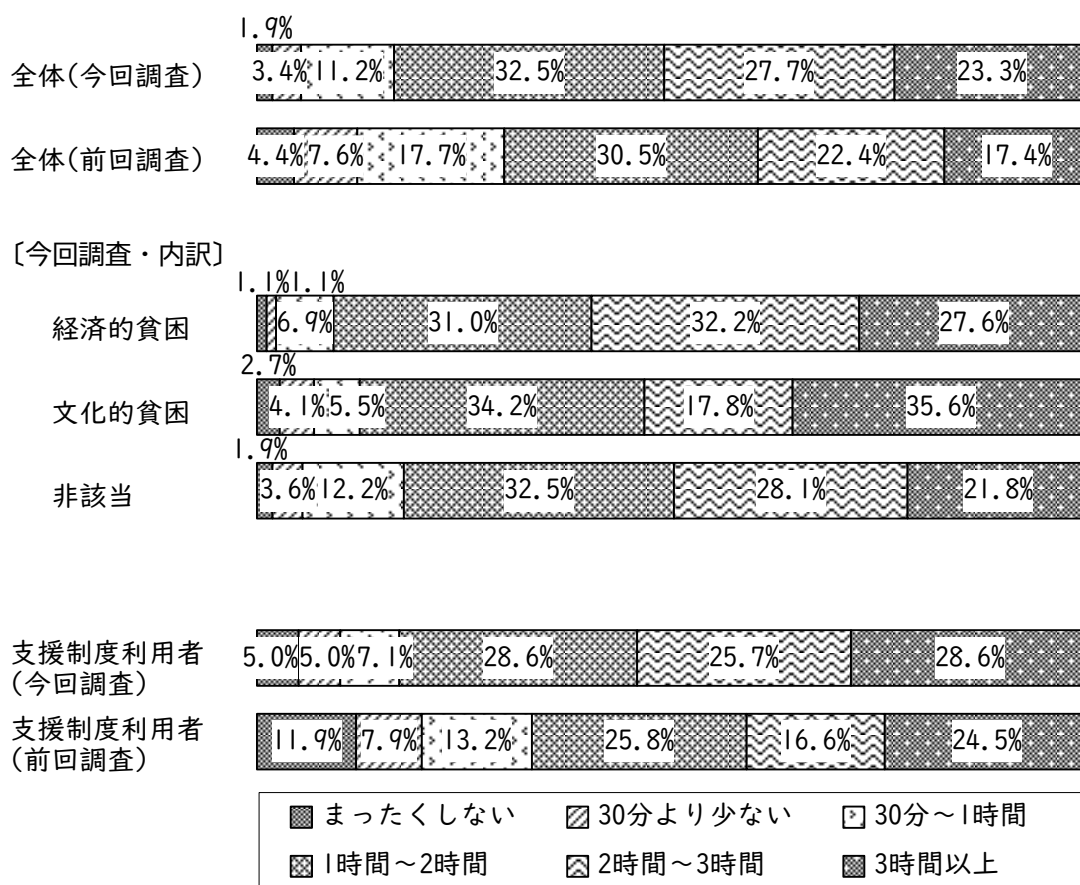
【ゲームやスマホを利用する時間】

子どものゲーム・スマホの利用時間については、「非該当」では「1時間～2時間」が、「経済的貧困」では「2時間～3時間」が、「文化的貧困」では「3時間以上」がそれぞれ最も高くなっています。2時間以上ゲームやスマホを利用している割合は、「非該当」の49.9%に対し、「経済的貧困」では59.8%と高くなっています。

全体結果を前回調査と比較すると、2時間以上ゲームやスマホを利用している割合は11.2ポイント増加しています。

「支援制度利用者」では「1時間～2時間」と「3時間以上」が28.6%で同率となっています（支援制度利用者の回答には就学前児童も含まれます）。

◆ ゲーム・スマホを利用する時間



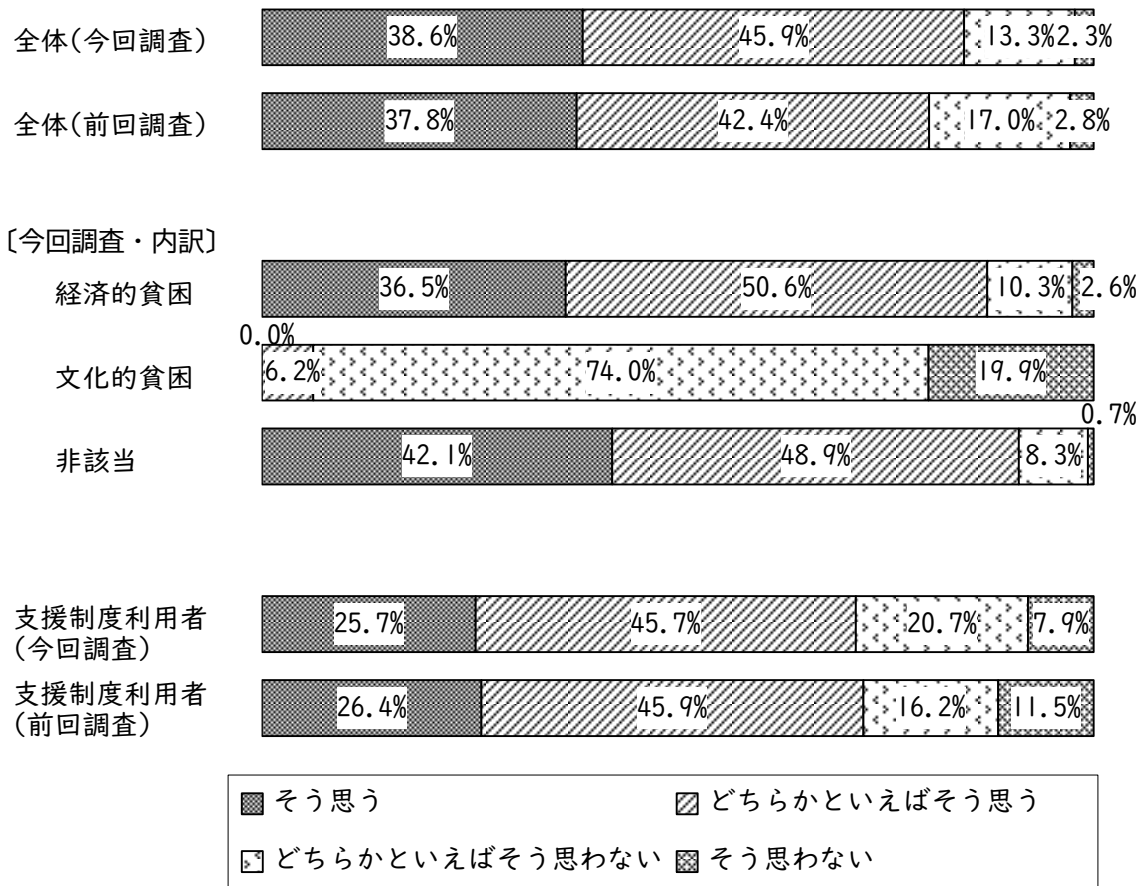
【子どもと十分時間を過ごしていると感じるか】

子どもと十分時間を過ごしていると感じるかかどうかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『肯定的な回答』は、「非該当」「経済的貧困」ではいずれも8割を超えています。一方、「文化的貧困」では『肯定的な回答』はわずか6.2%となっており、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『否定的な回答』が93.9%に上っています。

全体結果を前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は4.3ポイント増加しています。

「支援制度利用者」では『肯定的な回答』は約7割となっています。

◆ 子どもと十分時間を過ごしていると感じるか

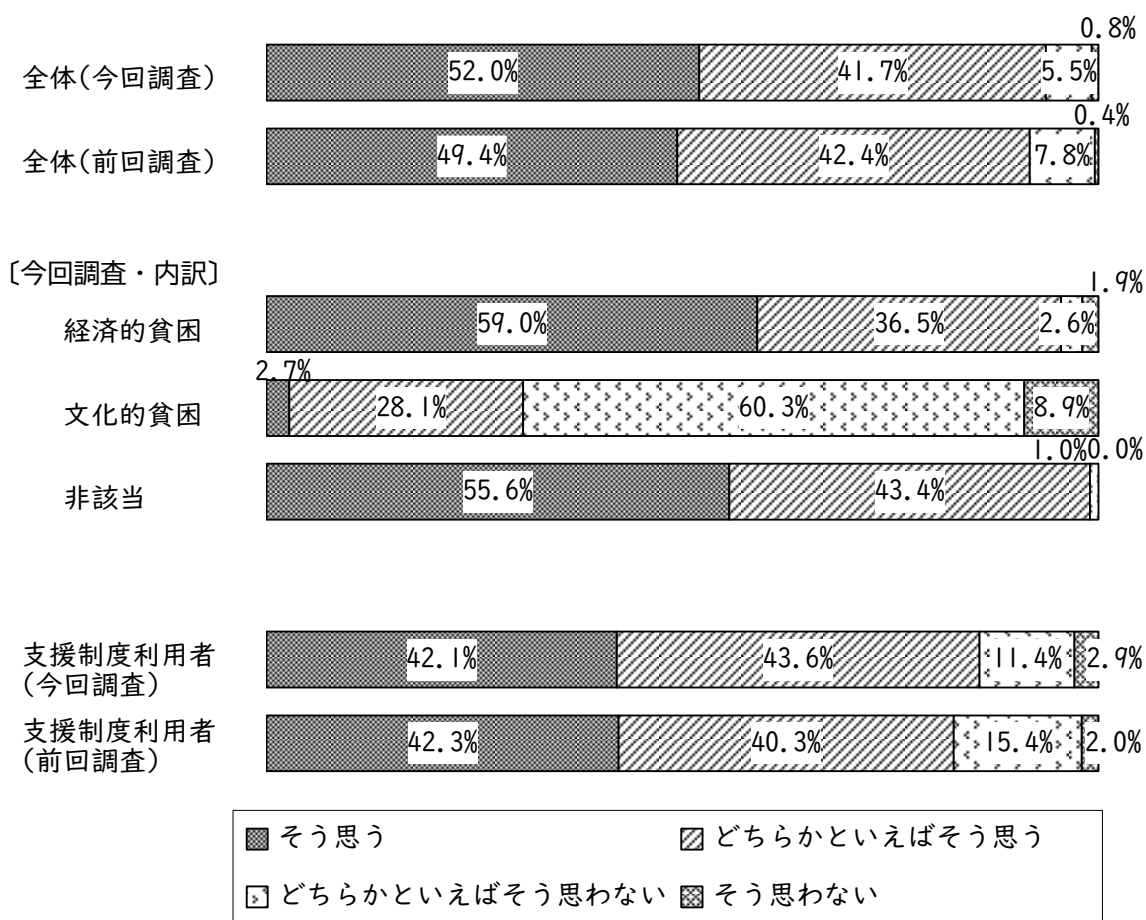


【子どもとよく会話をするか】

子どもとよく会話をするかどうかについては、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『肯定的な回答』は、「非該当」「経済的貧困」ではいずれも9割を超えています。一方、「文化的貧困」では『肯定的な回答』は30.8%となっており、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた『否定的な回答』が69.2%に上っています。

「支援制度利用者」でも『肯定的な回答』は8割強となっており、前回調査と比較すると、3.1ポイント増加しています。

◆ 子どもとよく会話をするか



④地域社会との関わりに関すること

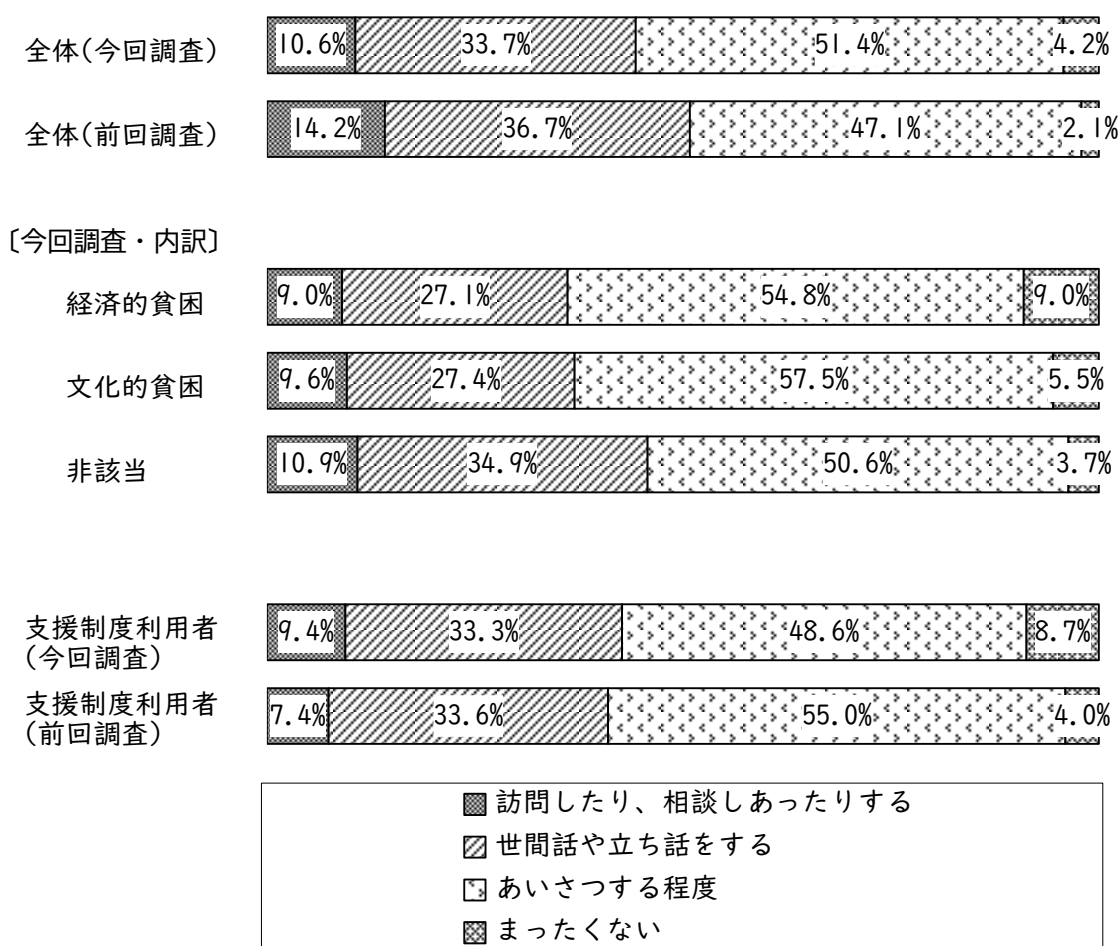
【近所の方とどの程度の付き合いがあるか】

近所の方との付き合いの程度については、いずれの区分でも「あいさつする程度」が最も高くなっています。「訪問したり、相談しあったりする」という深い付き合いについては、「非該当」が10.9%に上るのに対し、「経済的貧困」「文化的貧困」では1割弱にとどまっています。

全体結果を前回調査と比較すると、「訪問したり、相談しあったりする」は3.6ポイント、「世間話や立ち話をする」は3.0ポイント減少し、「あいさつをする程度」が4.3ポイント増加しています。

「支援制度利用者」でも「あいさつする程度」が48.6%と最も高く、「訪問したり、相談しあったりする」は9.4%と低くなっています。

◆ 近所の方とどの程度の付き合いがあるか



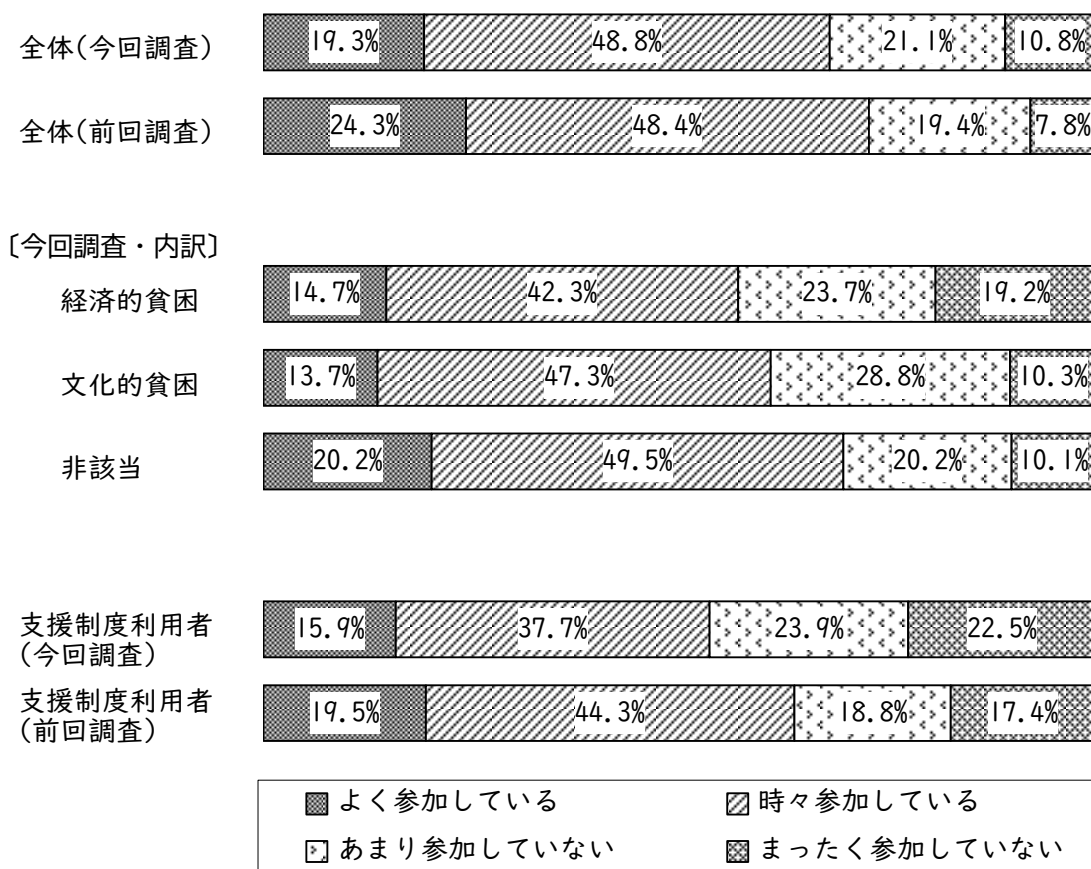
【地域の行事に参加しているか】

地域の行事への参加については、「非該当」「文化的貧困」では「よく」と「時々」を合わせた、参加していると答えた『肯定的な回答』が6割を超えています。『経済的貧困』では57.0%と、他の区分に比べて少なくなっています。

全体結果を前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は4.6ポイント減少しています。

「支援制度利用者」では『肯定的な回答』は53.6%であり、「あまり」と「まったく」を合わせた、参加していないと答えた『否定的な回答』は46.4%と、他の区分に比べて高くなっています。前回調査と比較すると、『肯定的な回答』は10.2ポイント減少しています。

◆ 地域の行事に参加しているか



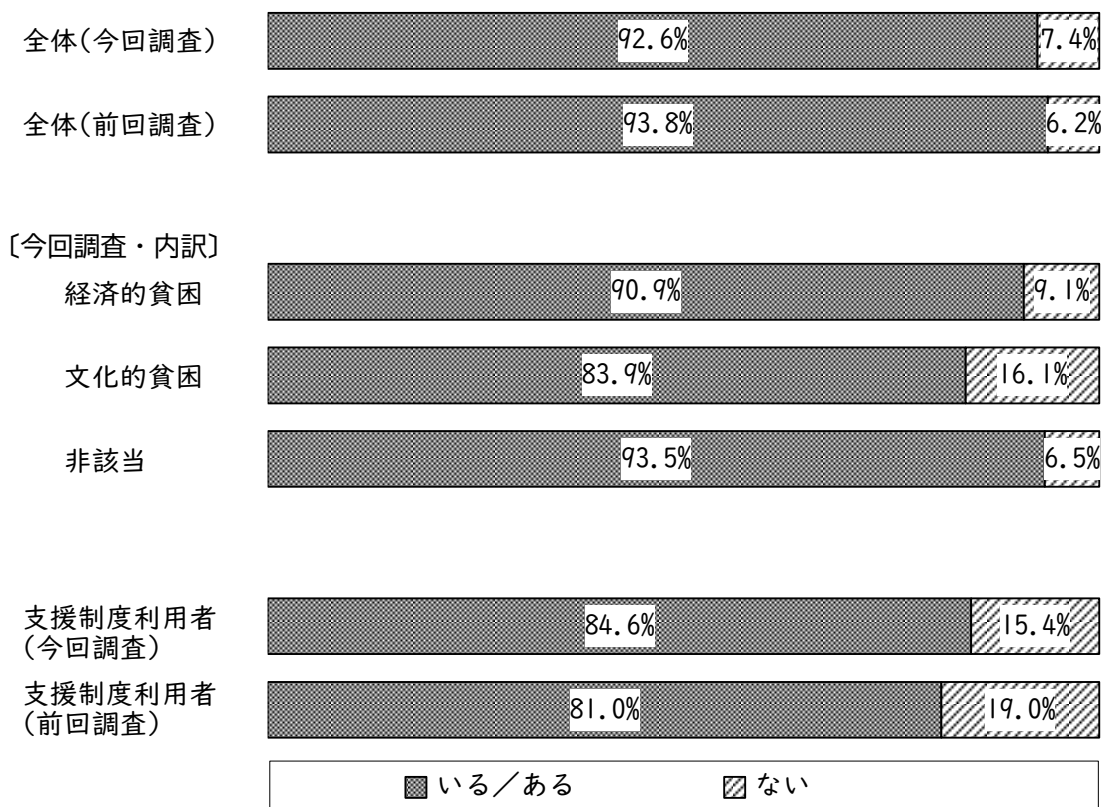
⑤行政の支援制度及び必要となる施策に関すること

【子育てする上で、気軽に相談できる人又は場所はあるか】

子育てに関する相談先については、「非該当」「経済的貧困」では9割以上が「いる／ある」としています。一方、「文化的貧困」では16.1%が「ない」としています。

「支援制度利用者」では15.4%が「ない」としていますが、前回調査と比較すると3.6ポイント減少しています。

◆ 子育てする上で、気軽に相談できる人又は場所はあるか

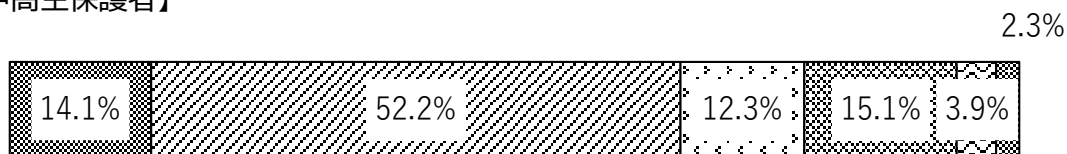


⑥子どもは、学校に通うことが楽しそうか

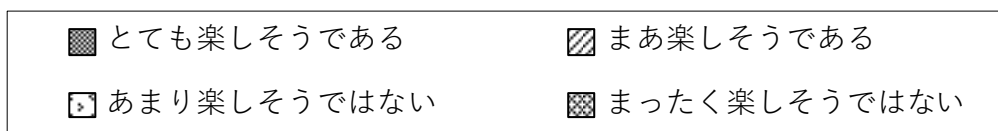
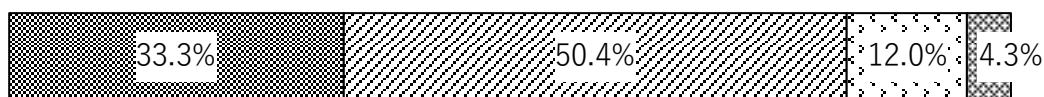
【小学生保護者】



【中高生保護者】



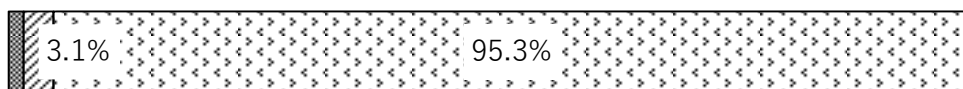
【支援制度利用者】



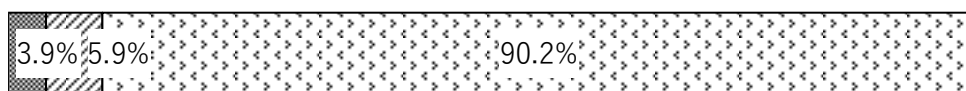
⑦子どもは、不登校の経験があるか

【小学生保護者】

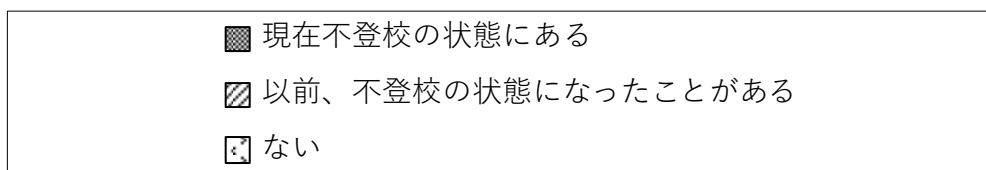
1.6%



【中高生保護者】

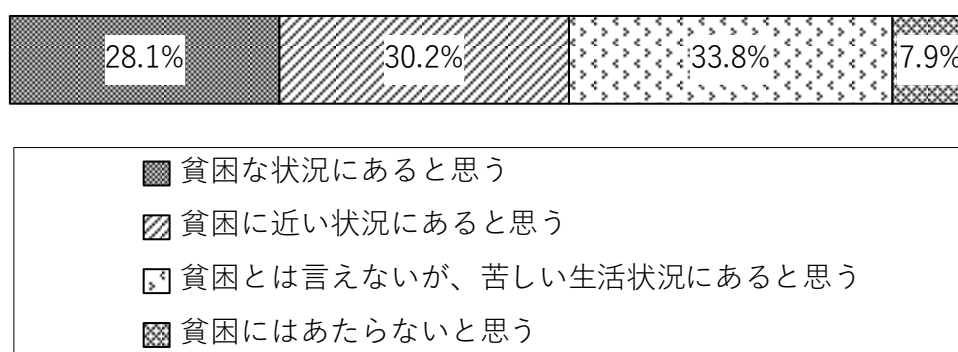


【支援制度利用者】



⑧現在、家庭は「貧困」とされる状況にあると思うか

【支援制度利用者】



#### 4. 計画策定に向けた視点

「こども大綱」を勘案し、意識すべき視点として、次の3つを掲げます。

##### (1) 子どものライフステージ別の支援に関する視点

子どもは、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。子どもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供していくことが重要となります。

そのためにも、全ての子どもにライフステージに応じた、適切な支援や多様な体験を提供し、健やかに育つ環境を整備していくことが大切となります。

##### (2) 全ての子どもへの支援に関する視点

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な遊びや学び、体験を通じて成長します。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの子どもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、子どもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、子どもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していくことが大切となります。

##### (3) 子育て家庭への支援に関する視点

保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供、ひとり親家庭への支援などが求められています。

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備していくことが大切となります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本市では、平成17年度からの「亀山市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画）」の考え方を受け継ぎ、平成27年度からの第1期亀山市子ども・子育て支援事業計画、令和2年度からの第2期計画、令和7年度からの第3期計画においても『子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま』を基本理念としてきました。

この基本理念は、保護者による主体的な子育てがしやすくなるよう、地域や行政などの様々な主体が連携しながら子育て世帯を支えるとともに、子育て世帯同士が互いにつながりあうことで、子育て世帯が孤立することのないまちを目指すものであり、そうしたまち・亀山で、子どもたちは、生きる力を育みながら、心豊かに成長し、それぞれの未来へ向かって、笑顔を輝かせながら羽ばたいていくことを期待するものです。

令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された「こども基本法」は、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体として子ども施策を総合的に推進することを目的としています。同法に基づき定められた「こども大綱」を勘案し、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を継承しつつ、子どもの意見を尊重した子ども一人ひとりの幸せと成長を大切に「亀山市こども計画（仮）」を策定します。子どもたちの声からは、「安心して遊べる場所がほしい」「話を聞いてほしい」「家族と一緒に過ごしたい」といった願いが寄せられました。これらの声を受け止め、母子保健や幼児教育・保育サービスの充実、居場所の確保、体験活動の充実、家庭や地域による子育て力の向上の支援などを通じて、子どもが健やかに育ち、安心して子育てできる環境を整えます。市全体で子どもを見守り、育むことで、未来を担う子ども・若者そして子育て当事者等、全ての人が笑顔で過ごせるまちづくりを進めていきます。

本計画では、これらを踏まえ、基本理念を以下のとおり定めることとします。

#### 【基本理念】

子どもまんなか 笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま

## 2. 基本目標

本計画では、基本理念の具現化に向けて、以下のとおり基本目標を定めます。

### 基本目標1 子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

母子保健や幼児教育・保育サービスの充実、居場所の確保、学校教育環境の整備、若者に対する支援に取り組み、子どもが幸せを感じながら成長していけるよう、ライフステージに応じた支援を行います。

### 基本目標2 子どもの健やかな成長を応援します

子どもを権利の主体として認識し、その権利を保障するとともに、疾病、虐待や貧困、障がい等、困難を抱える子どもに対する適切な支援のほか、多様な体験と安心安全の確保に取り組み、すべての子どもがライフステージを通じて健やかに育つ環境を整備します。

### 基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

子育てに関する経済的な負担の軽減やひとり親家庭の自立支援、家庭や地域による子育て力の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組み、保護者が安心して子育てできる環境を整備します。

### 3. 計画の体系

#### 【基本理念】

子どもまんなか  
笑顔が輝く  
子育て交流のまち  
かめやま

#### 【基本目標】

1  
子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

子どもの  
誕生前から  
幼児期まで

学童期・  
思春期

青年期

2  
子どもの健やかな成長を応援します

3  
保護者が安心して子育てができる環境を確保します

#### 【施策】

①子どもとその保護者等の健康支援

②子育て世帯の成長と交流の場の支援

③就学前教育・保育環境の充実

①教育環境の充実

②豊かな心と体づくり

③安心して学ぶことのできる環境づくり

①若者の家庭づくりへの支援

①子ども・若者の権利の保障

②多様な居場所の確保

③子どもの貧困対策の推進

④配慮を必要とする子ども・若者の支援の充実

⑤特別な支援・配慮が必要な家庭への支援

⑥子ども・若者の心の健康づくりと自殺対策

⑦安心して外出できる環境の整備

①妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減

②地域や関係機関等における子育て支援の充実

③ワーク・ライフ・バランスの推進

④ひとり親家庭への支援

⑤子育て情報提供の充実

は新たに入れることを想定している事業等を示します。

### 第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画

<b>基本目標1. 幼児教育・保育環境が充たされるまち</b>
(1) 幼児教育・保育に関する受入機能の強化 ①就学前教育・保育施設の再編と整備 ②就学前教育・保育施設の運営体制の強化
(2) 亀山らしさを活かした魅力的な幼児教育・保育の実践 ①質の高い教育・保育の提供 ②魅力ある教育・保育の充実 ③保育士・教職員への支援体制の強化
(3) 多様な保育サービスの提供 ①特別支援教育・障がい児保育体制の強化 ②期間細やかな保育サービスの提供 ③多様な子育て援助機能の充実
<b>基本目標2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち</b>
(1) 切れ目のない細やかな子ども支援の推進 ①配慮を要する子どもとその保護者への支援 ②障がいのある子どもとその保護者・家庭への支援
(2) 主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり ①子育て世帯の子育て力の強化支援 ②子育て世帯の交流支援 ③子育て世帯の孤立の未然防止の取組
(3) 多様な主体が支える子育て支援の充実 ①子育て支援のすそ野の拡大 ②子どもの健全育成活動の充実
<b>基本目標3. 子どもを明るい未来へつなげるまち</b>
(1) 子どもの人権を守る取り組みの充実 ①多様な生活環境にある子どもに対するきめ細やかな支援 ②子どもの人権を守る意識の醸成
(2) 自立に向けた支援体制の充実と確保 ①多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実 ②修学・進学に関する相談体制の充実 ③家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくり
(3) 自立した生活基盤づくりへの支援 ①生活支援の充実 ②就労に関する支援の充実 ③食から支える子ども食堂の充実 ④各種支援制度の周知強化と利用促進
<b>基本目標4. 子育ての希望がかなうまち</b>
(1) 妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援体制の充実 ①妊娠期から始まる親子に対する健康支援の充実 ②安心して子育てのできる意識と環境づくり ③出産の希望を支える支援
(2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援 ①親の就労を支える保育サービスの提供 ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり ③ワーク・ライフ・バランスの推進

